

本日の会議に付した事件

平成26年第3回山元町議会定例会（第5日目）

平成26年9月19日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 委発第 1号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第 3 議案第44号 山元町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第45号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第46号 平成26年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第47号 平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第48号 平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第50号 平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第51号 平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 認定第 1号 平成25年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第16 認定第 2号 平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第17 認定第 3号 平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第18 認定第 4号 平成25年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第19 認定第 5号 平成25年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第20 認定第 6号 平成25年度水道事業会計決算認定について(委員長報告)
- 日程第21 認定第 7号 平成25年度下水道事業会計決算認定について(委員長報告)
- 日程第22 議員派遣の件
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成26年第3回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君を指名します。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

陳情の受理。陳情2件が提出されたので、その写しを配布しております。

議員委員会提出議案の受理。委員会から議案1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案等の受理。町長から議案4件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書の受理。決算審査特別委員会委員長から審査報告書、総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会副委員長から所管事務調査報告書が、また総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会副委員長及び議会広報常任委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣の報告。山元町議会会議規則第126条第1項の規定により、お手元に配布のとおり、議長において決定したので報告します。

議員派遣結果報告書の受理。議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

その他、特に報告すべき事項。産建教育常任委員会副委員長及び議会運営委員会委員長から視察研修報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．委発第1号を議題とします。

提出者から説明を求めます。総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまより「手話言語法」制定を求める意見書を提案するに当たっての提案理由の説明を行います。

提案理由としましては、皆様お手元に配布されている書面の一番最後をお開きください。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であることから提案をするものであります。

この提案するに当たりまして、この意見書につきましては、全国では600自治体、東北においては84自治体、宮城県内におきましても県議会を初め大崎、美里など十数自治体で可決あるいはその予定であるということが報告されております。

内容につきましては、皆さんお手元にあります書面にある内容となっております。皆さん十分吟味していただければと思います。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣としております。

なお、陳情に当たっては、宮城県聴覚障害者協会小林正壽さんほか6名、計7名の方々が説明に当たっております。内容につきましては、先ほども申し上げておりますが、手

話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること、このことを求めるということでもあります。

以上、提案に当たっての説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第1号「手話言語法」制定を求める意見書を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第44号山元町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料ナンバー1の条例議案の概要に沿ってご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

初めに、提案の理由であります。平成24年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、施行されたことから、山元町災害対策本部条例の一部改正を提案するものでございます。

なお、補足させていただきますが、災害対策基本法の改正は、平成24年6月に公布、施行されていることから、本来であれば平成24年9月もしくは12月議会定例会において速やかに条例改正をご提案申し上げるべきでありましたが、未改正であったことが判明いたしましたので、今回の提案とさせていただきます。

それでは、改めて改正の内容についてご説明させていただきます。

改正前の災害対策基本法では、市町村の災害対策本部と都道府県の災害対策本部の設置等については、同法第23条の同一の条文で規定されておりましたが、今回の改正では、市町村災害対策本部と都道府県災害対策本部における災害時等の所掌事務について明確化が図られ、別々の条文で規定されることとなり、都道府県については同法第23条、市町村の災害対策本部については同法第23条から同法第23条の2に改められたことに伴い、山元町の災害対策本部条例の引用条文に変更が生じたため所要の改正を行

うものであります。

改正の施行期日につきましては、公布の日から適用するものであります。

以上、議案第44号についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第44号山元町災害対策本部条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議案第45号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税条例の減免に関する条例の一部を改正する条例について、配布資料ナンバー2の条例議案の概要にてご説明を申し上げますので、ご覧いただきたいと思っております。

提案理由でございますが、国が東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等の対象地域における保険者に係る国民健康保険税の財政支援を延長したため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、国による避難指示等の対象区域、解除・再編された区域を含みます、から山元町に平成27年3月31日までに転入し、国民健康保険に加入した者の平成26年度分の国民健康保険税を、平成25年度に引き続き減免するための改正であります。

減免要件と減免割合でございますが、原子力災害対策特別措置法に規定する避難指示区域等及び上位所得層、これは世帯合計所得が600万円以上の世帯ですが、を除く緊急時避難準備区域等から避難している被保険者の分でございます。それにつきましては、平成26年度の保険税全額を免除するものでございます。

もう1点は、原子力災害対策特別措置法に規定する上位所得層で、旧緊急時避難準備区域等から避難している被保険者でございますが、これにつきましては平成26年の保険税の一部を改正すると、内容は4月分から9月分まで相当とするということになりますので、年額の2分の1を減免するという内容でございます。

施行期日ですが、公布の日から施行し、26年度の国民健康保険税に適用するものでございます。

補足になりますが、現在該当世帯は4世帯、被保険者数が9名でございます。

ご可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。10番岩佐 隆君の質疑を許します。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただいま課長のほうの説明で、4世帯で9名というお話をお伺いしたんですけれども、これについての町で国からの2分の1の部分の半分についてだと思ふんですけれども、その部分についての財源の、何か国からの支援的な部分とか穴埋めの政策的な部分はあるのかどうか。やっぱり、あくまでもこれは自治体負担という形で対応するという形なのかどうかお聞きしたいと思います。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。

これの財源補填でございますが、全額平成26年度の特別調整交付金で財源支援がされてきます。以上でございます。（「額はどのくらいなの」と呼ぶ者あり）

減免補填の額でございますが、今のところ36万9,300円という額でございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第45号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第46号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第46号平成26年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。あわせて、補正予算附属説明書のほうもお手元のほうにご準備いただければというふうにとお思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ6億1,013万7,000円を追加いたしまして、総額を215億1,356万5,000円とするものでご

ございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、地方債の補正も行っているところでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。議案書の10ページをお開きいただければと思います。

まず、人件費につきましてご説明をいたします。第1款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月補正で行っております人事異動に伴うものでございます。当初予算は1月1日現在、26年の1月1日現在の人員に合わせまして人件費を組んでおりますが、その後異動等ございましたので、8月1日現在の人員で置きかえているものでございます。なお、定員につきましては、特別職、一般職合わせまして196名から194名に減っております。以下、同じ考え方で人件費を割り振っておりますので、今後詳細については説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは人件費以外について順次ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目の財産管理費につきまして4億5,129万1,000円計上しております。このうち、委託料及び公有財産購入費につきましては、補正予算附属説明書を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。1ページをお開きいただければと思います。

委託料につきましては、役場の新庁舎基本設計業務となっております。東日本大震災により被災をしまして、平成24年度に解体を行いました役場本庁舎の建てかえについて、これまで庁内検討組織において建てかえの基本的な考え方、それから設計条件について検討を重ねてまいりまして、ことし7月に山元町新庁舎建設基本構想を取りまとめたところです。この基本構想をベースに、今後住民の皆様方の意見を反映しながら基本設計を実施するための経費ということで計上をいたしております。

補正予算附属説明書2ページをお開きいただければと思います。

公有財産購入費につきましては、鷺足町有地買い戻しに要する経費でございます。鷺足町有地につきましては、既にご案内のとおり、ことし1月に締結いたしました岩機ダイカスト工業株式会社との企業立地協定に基づき売り払うことにしておりますが、現在土地開発基金の財産となっておりますことから、この売り払いに先立ちまして基金から一般会計への買い戻しを行うものでございます。

議案書の10ページのほうにお戻り願います。

第5目財産管理費においては、そのほかに積立金として1億9,200万円計上しております。このうち、財政調整基金予算積み立てとして1億9,096万7,000円計上しております。こちらにつきましては、平成25年度決算に基づき繰越金が歳入として入っておりますことから、その繰越金及び今回の補正予算編成に当たり財源調整を行い、その結果積み立てるものでございます。その下につきましては、震災復興基金の予算積み立てでございます。こちらにつきましては、全国から寄せられております寄附でございまして、ことしの5月から7月までの寄附金、こちらに記載の103万3,000円ということになりますが、こちらを震災復興基金に積み立てるものでございます。

次に、第11目諸費でございます。2,700万円計上しております。こちらにつきましては、花釜区において流出した生活センターの再建のために必要な経費を補助するものでございます。財源につきましては、県補助金として2,500万円を充当してお

ります。

次に、第14目防災行政無線費でございます。38万6,000円計上しております。こちらにつきましては、防災行政無線保守点検業務により発見された故障箇所の修繕に要する経費でございます。

議案書ちょっと飛びまして12ページをお開きいただければと思います。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。まず、第1目社会福祉費総務費のうち繰出金につきましては、国保特会に対する繰出金を減額しております。こちらにつきましては、国保特会で人件費を措置している職員に係る人事異動がございました関係で、一般会計から繰り入れる額を減じているものでございまして、一般会計の人件費、先ほど説明した人件費と同じ補正理由というような形になってございます。

次に、第2目老人福祉費のうち繰出金につきましては、介護特会に対する繰出金を増額しております。こちらにつきましても、介護特会のほうで人件費を措置している職員に係る人事異動がございました関係で、一般会計から繰り入れる額が国保特会とは逆に増えているというものでございます。また、第2目の老人福祉費及び第4目の障害福祉費におきまして、償還金利子及び割引料として合わせて399万6,000円計上しております。こちらにつきましては、説明欄に記載のとおりではございますが、国及び県に対する過年度分の負担金等の返還金ということでございます。

次に、続きましてですね、第3款民生費第2項児童福祉費でございます。第1目児童福祉総務費につきましては、子育て支援基金の予算積み立てでございます。こちらにつきましては、ことし7月の寄附金5,000円を子育て支援基金に積み立てるものでございます。

次に、第3目保育所費でございますが、このうち委託料として236万2,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属説明書を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。4ページをお開き願います。こちらにつきましては、公立保育所への入所を希望する者の定員の関係上入所できない児童、いわゆる待機児童が今後発生する可能性がありますことから、宮城病院が設置運営するつくし保育園に保育を委託する経費でございます。

次に、第7目児童福祉復興推進費でございます。こちらにつきましても、補正予算附属説明書を用いましてご説明させていただきます。5ページをお開き願います。こちらにつきましては、新山下駅周辺地区に整備を予定しております子育て拠点施設に係る基本設計、実施設計に要する経費でございます。子育て拠点施設は、保育所、子育て支援センター、児童館を一体的に整備することにより、効率的な運営はもとより施設の相乗効果による新たなサービスの拡充、それから少子化対策につなげようということで整備するものでございます。財源につきましては、復興交付金246万5,000円、その他のところに記載ありますが、復興交付金基金繰入金992万9,000円、合わせて1,239万4,000円充当をしております。

議案書にお戻りいただきまして13ページをお開きいただきたいと思います。

ちょっと下段のほうになりますが、続きまして第4款衛生費第2項の清掃費でございます。第7目清掃復興推進費につきましては、負担金補助及び交付金としてですね、46万5,000円計上しております。こちらにつきましては、東日本大震災により被災したごみ集積所を花釜区が再設置する経費に対し補助するものでございます。

議案書の14ページをお開き願います。続きまして、第6款農林水産業費第3項水産業費でございます。第3目の水産業復興推進費につきましては、負担金補助及び交付金として30万円計上しております。こちらにつきましては、過年度に受け入れた指定寄附を活用し、漁業再開に必要な漁具等の備品購入に対し補助するものでございます。

続きまして、第7款商工費第1項商工費でございます。第4目商工復興推進費につきましては、補正予算附属説明書を用いましてご説明をさせていただきます。8ページをお開きいただければと思います。こちらにつきましては、既に6月補正予算において166万3,000円の予算措置をお認めいただいておりますふれあい産業祭を開催するための経費でございます。6月補正後に所轄の警察署等から警備体制増強の指導があったことや、出店申込数が当初計画以上になったことに伴いまして、警備委託料及び会場設営費について追加補正するものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、15ページをお開き願います。

続きまして、第8款土木費第4項住宅費及び第6項都市計画費でございます。このうちですね、17節の公有財産購入費につきましては、同一の案件でございますので一括してご説明をいたしたいと思っております。こちらにつきましても補正予算附属説明書を用いましてご説明いたします。ページといたしましては9ページ及び10ページという形になろうかと思っております。

第4項住宅費第3目公営住宅建設事業費及び第6項都市計画費第3目の都市計画復興推進費、宮城病院地区用地購入費でございます。こちらにつきましては、当初予算において買収事例等をもとにした概算見積もりで予算計上させていただいておりましたが、その後宮城病院との条件整理が進み、不動産鑑定を実施いたしましたところ当初見込みを上回ったということで、不足する部分につき予算を計上するものでございます。あわせて、6,444万9,000円を計上しております。財源につきましては、町債270万円、震災復興交付金基金繰入金5,632万6,000円を充当しております。

続きまして、第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費のうち委託料に計上しております防災公園の関係でございます。こちらにつきましても補正予算附属説明書を用いましてご説明をさせていただきます。11ページをお開きいただければと思います。こちらにつきましては、津波襲来時に避難が遅れた方々の1次避難場所として、避難築山を含む防災公園、具体には牛橋公園、あとは(仮称)花釜公園、(仮称)笠野公園の3つの防災公園の計画を進めておりますが、年内に基本設計が完了する予定となりましたことから、引き続き実施設計を行うために必要な経費といたしまして4,030万9,000円を計上するものでございます。財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金3,023万1,000円を充当しております。

議案書16ページをお開きいただければと思います。歳出予算の最後になります。第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目災害援護資金貸付につきましては、繰り上げ償還された貸付回収金を9月末に県に償還いたしますが、回収金が当初想定を上回りましたことから所要額を補正するものでございます。

以上が、歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。議案書の7ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。1,899万6,000円震災復興特別交

付税を計上しております。こちらは、震災復興交付金事業の補助裏に充てるものでございます。

次に、第12款分担金及び負担金でございます。保育所費負担金を490万円ほど減額しておりますが、この理由につきましては次の県支出金の項目でご説明をさせていただければと思います。

その第15款県支出金でございますが、総務費、民生費といたしまして、それぞれ県補助金、記載の県補助金を計上しております。このうち、児童福祉費補助金につきましてご説明をさせていただきます。こちらは、前年度に引き続きまして被災したご家庭の経済的負担を軽減するため、全壊世帯については保育料の全額を、大規模半壊及び半壊世帯については保育料の半額を免除するものとなっております、その必要な経費に対する補助ということで、その見合いで先ほどちょっと説明を省略した保育料のほうが減額になるというような形になろうかと思っております。

次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出予算のほうでご説明したとおりの内容でございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、第18款繰入金でございます。第1項特別会計繰入金として、国保、後期高齢、介護保険の特別会計からそれぞれ一般会計に繰り入れをいただいております。これは、平成25年度決算に基づきまして精算、決算を行いました結果、一般会計に戻しているものでございまして、例年行っているものでございます。

議案書の8ページのほうをお開きいただければと思います。第2項の繰入金のうち、第2項の基金繰入金でございますが、まず財政調整基金でございます。こちらは、平成25年度決算に基づきまして、繰越金を計上しております。その財源調整の結果、財政調整基金を取り崩さなくてもよくなったということで、6億1,300万円ほど減額しております。その下の震災復興交付金基金につきましては、先ほどご説明いたしました防災公園や防災集団移転等の事業に充当いたしますことから、9,600万円ほど取り崩しているものでございます。

次に、第19款繰越金でございます。先ほども触れましたが、平成25年度決算に基づき10億5,800万円ほど繰越金を計上しております。ルール上、実質収支の2分の1以上を決算剰余金としておりますが、その残額分を繰越金として計上しているものでございます。

次に、第20款諸収入でございます。こちらは過年度の国県支出金のうち、精算の結果追加交付されたものにつきまして過年度収入として受け入れているものでございます。

最後の第21款町債につきましては、次の地方債の補正でご説明をいたしますので省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

最後に、議案書4ページをお開きいただければと思います。地方債の補正も今回行っております。1つ目は、災害公営住宅建設事業でございます。限度額を2億9,230万円から270万円増の2億9,500万円に補正しております。こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので、省略させていただきます。

2つ目は、臨時財政対策債でございます。限度額を2億3,710万円から249万5,000円増の2億3,959万5,000円に補正しております。こちらは、地方

交付税の算定が終了し、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正でございます。いずれも利率や償還の方法につきまして変更はございません。

以上が今回の2号補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑に入るわけでございますが、ページ数が多いので、何ページ何款何節何々と申告の上、質疑をお願いいたします。

それでは質疑を行います。――質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。10ページ、財産管理費の委託料ですね、13節役場の基本設計業務委託料2,300万円、これはいつまで、期限は。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今想定ではあるんですが、民意調達、要は住民の意向も聞くという関係もございますので、来年の9月ぐらいまでの期間を想定をしております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そうすると、1年も費やすと、こういうことになるわけですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今回予算をご可決いただいた後ですね、発注の準備等、プロポーザル方式ということを考えておまして、発注の準備等に2、3カ月かかるというふうに見込んでおります。ですので、来年、暦でいうと27年になってからの業務ということになりますので、まあ9カ月、最長9カ月ぐらいという想定を考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ちょっと予算どりしてから随分長いなというふうには感じはしますよね。それはさておき、私の希望だけはまず一つだけ申し上げておきます。何が何でも南向き、これだけは申し上げておきます。いいですか、何が何でも南向き、これだけ申し上げておきます。

次に移ります。大変地元のことでありますので恐縮ではありますが、諸費、お伺いします。用地についてはどうなっていますか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ご質問にお答えさせていただきます。区の集会所建設用地についてでございますが、現在行政区のほうからは花釜地区の再編パイロットの事業所跡地の要望をいただいております。現在町内におきまして区の要望を踏まえた形で、そしてまた町の財産の有効活用、さらには公共の福祉との兼ね合い等も含めて検討させていただいているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。何か検討させていただいているところでありましてということ、まだ決定していないみたいな、用地ね。用地もはなばなしくないのに予算というのはいかがなものかなど。用地が一番最初ではないのですか。決定したんでしょう、しないの。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。場所につきましては、再パ事業所跡地ということで、場所は決定してございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そういうふうにお答えいただければ、何らこうやって何回も立つことないのっしや、お互いに。そういうことであれば結構であると思います。十分花釜区の役員と打ち合わせのもと、しっかり建てていただきたいものであります。

次に移ります。12ページですか、児童福祉費復興推進費委託料、これも委託料ですね、3,891万1,000円。先ほどの附属説明書によりますと、保育所分が2,600万円、支援センター分が264万円、児童館が985万5,000円、合計3,891万1,000円と、こういうふうになっておりますが、これは別々に建物を建てる

んですか。私は建物を大きく建てた方が、一つにしたほうがいいのではないのかなというふうな思いがするわけですが、いかがですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。建物につきまして、保育所につきましては別途、それから子育て支援センター、児童館につきましては併設するというふうな形で考えてございます。ただ、建物の位置的には隣接するような形で考えて、連携が図れるような形、そういったことを考えているところでございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり、保育所は1つと、支援センターと児童館については一緒にと、こういうふうな形、今の説明はそう受けとめたんですが、なぜそういうふうに2つにしなければならないのか、そのこととお伺いします。そうすることの長所とかね、利点とか、それをお考えなのか、その理由とか、それをお伺いしたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。保育所なんかにつきましては、実は寄附をうけるというふうなことなんかもありまして、その辺なんか加味しますと、ちょっと合築というふうなものにつきましてはちょっと難しいというふうな部分なんかもございます。

それから、あと対象者の部分ですね。保育所というのはまあ保育に係る方々、要するに6歳以下の子供たちが来るというふうな部分でございますけれども、支援センターなり児童館という部分につきましてはそれ以上の方々ですね、そういったことなんかの対象者の違いというふうな部分から、分築しましても特にそれぞれの施設の効果というふうなものを考えていけば、特に合築というふうなことではなくて分築でも構わないのかなというふうに考えております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。それはわかるんですよ。わかりますが、管理上もいろいろあるだろうし、いろいろあると思いますが、私は一つの建物で入り口違くしたりまったりすれば、一つの建物で十分だと私は思うんですけどもね。そのほうが敷地の利用上からも何からも私はいいと思うんですが、そういうふうな考えは出てきませんか。あと、説明ちょっと口早で、私ちょっと聞き取りにくいところもあるので、ゆっくりひとつお願いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ええと、まあ、そうですね。先ほど説明を申し上げましたけれども、やはりあの利用される対象者の違いというふうなことなんかもありまして、保育というふうなものをしっかりとやっていくためには、やっぱり保育所というふうなものは独立してあったほうがよろしいのかなというふうな考え方を基本に持っております。で、そのほかの子育て支援センターとか児童館等につきましては、まあこの自由来館というふうな部分なんかもありますので、保育所は要するに、わかりやすい言葉でいいますと一定程度の囲いというふうなものが必要でありますし、それから自由来館というふうな子育て支援センターや児童館というふうなものにつきましては開放的といいますか、そういったつくりになってまいりますので、その辺の安全面とかなんかを考えますと、この2つについては、保育所の部分につきましては分棟というふうな形のほうがより安全性が図れるものというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そうでしょうか。私はそう考えないんだよね。例えば、保育所は東から入れる、児童館なりその支援センターは西から入れる、それは完全に防火扉でとめれば何も問題ないことではないのかなというふうな、私は一つ棟のほうが安価にもできるのではないのかなというふうな感じを持つんですが、その辺の検討はしていただ

けませんか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。まあ、あと、これからですね、まあ基本的な構想なり方針というふうなものの検討となりますと、これまでもいろいろと委員会なりなんなりに諮りまして進んできた部分ではございます。その部分につきましては現在の状況で進めさせていただければありがたいというふうな部分でございます。よろしく願いいたします。

12番（佐山富崇君）はい、議長。それは考え方の相違もあるでしょうから、深くは追求いたしません。

次、15ページ、土木費の住宅費と都市計画費ですか、これも附属資料の附属説明書にありましたが、これは説明書は9ページと10ページですか、つまり、前予算化していたのでは用地購入費が足りないと、宮城病院と話し合いがついて、不動産鑑定評価を実施したところ、前の見込みよりは高くなったと、こういうことでございますね。まず、前の見込みのときは平米なんぼだったのか、そして今度、ほの不動産の鑑定評価を受けた時点で平米幾らになったのか、それをまずお伺いします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。当初ですね、単価的にはここで申しますと1,391円、それは山林等の関係もありまして平均で1,391円の計上で当初予算を計上したものです。（「平米単価」と呼ぶ者あり）

済みません、平均で申しますと、2,690円になります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。2,690円になるという、平米ね。1,690円。ゆっくりひとつお願いします。そして、私お伺いしたのは、鑑定前の見込みのときは平米幾らで見込んでこの予算だったのか。あと、不動産鑑定評価を受けた時点での今度の足して買うのはなんぼに平米なったのかということをお伺いしたので、よろしく願いします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。補正前に出しているやつが、当初見込みで、一番最初の当初の見込みのやつでいきますと、済みません、今割ります。たいへん、すみません。平均ですけれども、1,815円で当初の予算でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。当初は平米当たり1,815円、平均するとね、もちろん平均で結構で、地目いろいろあるでしょうからね、1,815円だったと、そういうことですよね。今度の補正をすることの鑑定評価を受けて今度の補正をするのは2,690円になるということですか、平米当たり。今度実際お支払いする予定は2,690円ということですか、それ。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。先ほど今回の補正分を入れまして、トータルで先ほど言いました2,690円ですか、その数字になっていきます、8万9,000平米に対して。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。結構高くなるね。1,000円も上がるんだなや。まあわかりました、単価につきましてはね。それで、お伺いします。建設廃材、9月中に完了というお話を前に伺っておりました。一般質問でもそのお話でありました。大丈夫ですかと私一般質問でも申し上げましたところ、異常気象による、広島のような、ああいう降雨がなければ大丈夫、9月中には終了しますと、完了するというお話をいただいております。お伺いしたいんですが、ことしはおかげさまでいい天気が続いているなど思っているところですが、現在何トン残っていますか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。現在宮城病院で行っております建設廃材の処理の状

況なんですけれども、建設廃棄物の対象ボリューム2, 200立米ございます。そのうち、現在55パーセントの進捗状況でございますので、約あと1,000立米ほど残っているというような状況でございます。

12番(佐山富崇君) はい、議長。きょう、まだ私、議長いいんですよね。「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり)

きょう19日ですよね。あした土曜日、作業あしたするのかわかりませんが、あるいは日曜、あるいは中日と入ります。ということは、55パーセントではいけないのではないのかなと、9月中に完了するには。考えるには、3分の2っていないとまずいのではないかしらと、単純な私の頭の中の計算ですので、もし間違ったらお許し、計算教えていただきたいんですが、単純私の頭の中での計算では、1カ月のうちの20日ですわな、ですから30日の20日だから3分の2終わっていないと、ですから70パーセント近く、67パーセントぐらいいっていないとまずいのではないのかなと思うのでございますが、いかがですか。

事業計画調整室長(櫻井英文君) はい、議長。

処理状況と今後のスケジュールの件なんですけど、9月17日、2日前、当室の職員がですね、宮城病院のほうとスケジュール管理について協議を行っております。宮城病院のほうではですね、重機の台数を増やしまして今月中には廃棄物の掘り上げ、そして処分を終わらせるというふうなことで確認をしているというような状況でございます。以上です。

12番(佐山富崇君) はい、議長。毎回同じようなお答えなんですよね。町長ちょっとあと、何なら休憩して話し合いしてくださいよ。

議長(阿部均君) それでは、この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長(阿部均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番(佐山富崇君) はい、議長。まず、だから20日でしょう。1カ月30日ですよね。そういう意味で、20日だから3分の2の処理が終わっていないからいけないのではないかとというのが私の考えなんです。しかも、一般質問のときに町長おっしゃった異常気象による降雨などというのはなかったというよりは、ことしは雨もさっぱり降らないと言ってもいいぐらいの気候だと私は思うんですよ。こんなに外仕事をするのに楽な気候はなかったと。何か異常気象ぐらいなんだね、乾燥注意報が出ているんだから。これ冬なら出るんですが、夏で異常乾燥注意報が出るのは珍しいとまで、けさの気象予報では言っていましたよ。そういう状況の中で、3分の2終わっていないというのはどういうふうにお考えですか、町長。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。先ほど担当室長のほうからご紹介させていただきましたこの進捗状況ですね、いつ時点なのか、あるいはどういうその少しでも進むような手だてを講じているのか、まず改めて補足をさせていただきたいというふうに思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。先ほど私のご説明の中で、足りない部分がありました。先ほどの55パーセントの進捗ということの時点お話をすることを忘れておりました。9月12日現在で55パーセントの進捗を見ております。12日ですので、その後今月末まで約20日間ございます。その中で、宮城病院としましては日曜日以外は全部作業を行うということと、あと重機も増やしております。そういったことから、9月末の完成を目指して病院のほうも行っていただいているという状況でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、少なくともきのう現在の状況を教えてください。そういうふうに出てくるだろうと思っていただけから、ですから19日ということを書き言ったので、19日イコールもう20日ですわなどと、こういうお話を申し上げたんです。きのう現在のごみなんぼ残っているのか、何パーセント進んでいるのか、それを聞いてきてくださいよ。俺待っています。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。廃棄物の処理といたしましては、地盤から掘り上げて処理をして出来高ということで考えております。この1週間の中で、まだ掘り上げている段階ですので、まだ処理までいっていませんので、55パーセントから何パーセント処理したかというのは、現状では把握できないという状況です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。だから私嫌になるんですよ、そういうご答弁をいただくから、ご説明をいただくから。私一般質問では、撤去完了はいつかと、こう聞いているんですよ。つまり、あそこから災害廃棄物、災害じゃないな、建設廃棄物だろ、なくなるのはいつですか、完了はいつかというのを聞いているんです。完了ですよ。それを一般質問で聞いていた、間違いのないと思うんですが、そうすると、掘って出して片づけてと、そういうようなお答えは要らないんです。完了までのいつの何パーセントいっているのかと、きのう現在でということをお聞きしたいんです。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。建設系廃棄物を一回掘り上げて撤去したその出来高としては、1週間前55パーセントでございます。その後、約5日間ぐらい掘り上げて、その中から分別をしなければなりません、土砂と一緒に掘り上げますので。その分別を作業して運び出すという工程になっておりますので、その撤去するまでの出来高としてはまだ55パーセントからほんの少し出たものだというふうには認識しています。ただ、今月末と病院のほうで言うておりますのは、掘り上げて処理を完了するのを9月末ということを確認しているというところでございます。（「質疑している12番の佐山さんは、完了はいつだと質問しておりますので、完了はいつなのか明確にご答弁願います」と呼ぶ者あり）はい。建設系廃棄物の完了、掘削してそれを撤去して持ち運ぶという完了の予定としましては、病院のほうに確認しているのは9月末までには完了するということを確認しております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、私聞いているのは、完了を聞いているのね、今議長話されたように。それから向けると何パーセントかと聞いている。しかも、きのう段階のことを聞きたいと、今日この議案が出ていることは、ここに出ている方々全部わかっているわけですよ。この事業費というか用地買収費から何からこの予算化されているというのね。そういうことであれば、これは当然聞かれるなというのは、これはわかるわけですよ。私も聞こうと思って最初からおりました。一般質問したときからそのつもりでおりました。ちょうど19日だから月の3分の2終わると。改めてお伺いします。1日なんぼずつ処理していますか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。進捗を確認している中では、大体平均しますと掘り上げて完了するというサイクルを考えますと、日にちで割りますと大体1日5、60立米というふうに今考えております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。

5、60ではさぶろく18、さっき言った2、200と言ったよね、9月中に終わるわけないでしょう。特別委員会でも言ったんですよ、9月中完了というのは希望的観測ですかと、無理でしょうと。そんなことはございません、今度は重機が湿地帯用の重機を入れたし、機械がまるっきり違うんですから大丈夫ですと、こういうお答えもいただいているんですよ。ですから、次々と遅れるわけですよ、このように。問題ない、問題ないと、最後にどんといつに延長とか、こういう形で出てくるわけですよ。ですから、私らも面食らうわけですよ。率直に厳しい状況で、9月中は難しいかもしれませんが、だけれども10月の半ばには最低なんぼ苦しくともやりますとか、夜間通じて仕事やりますからとか、そういう形だったら、まあ雪かきでも夜間できないんだから無理だとは思いますが、そういう仕事は。そういうことを私は言いたいですよ。1回口に出したら絶対守る、こういうぐらいの気持ちでやってほしいんですよ。そうでないと、どこまでもずるずるずるずるずるずるずる行くんだ。5、60平米って、ほんでは2、200平米、まずさ、そういうことでなかなか厳しいんだなと思いました。ではお伺いします。だめだなというのはわかりましたけれども、このことで。遺跡発掘についてはどうですか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。遺跡発掘につきましては、先行して8月1日から宮城病院の許可をいただいて発掘を行っております。現地調査のときにもご説明申し上げましたが、過去の経験則からいたしまして、約1カ所4カ月ずつ、3カ所ございますので1年ほど遺跡発掘には経緯を要するのではないかとというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。大変恐縮なんですけど、私決算審査特別委員になっていなかったものですから、現地調査行かなかったものですから、詳しくご質問いたさせていただきます。今のお話ですと、1カ所3、4カ月、4カ月って言ってましたかね、そうになると3カ所あるから1年2カ月、12カ月か、単純に1年かかると、こういうふうに今のご説明を受け取っていいのかどうか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。これは、先ほどもご説明申し上げましたが、過去の経験則をもとに広さ等で割り出したものでございます。遺跡の遺物の状況、また広がり等々が不測の事態もあるかと思っておりますけれども、過去の経験則から3カ所約1年で発掘が終了するものというふうに今現在は考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。まあ経験則からいって12カ月で終了するものと考えられるというお話ですが、その言葉の節々には、下手するとそれよりかかるかもしれないみたいに私は受けとめるんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。先ほど申し上げたとおりでございますが、大変申しわけございませんが、掘って発掘を行って見ないと状況がわからないというのが現実でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。これ以上言っても同じことの堂々めぐりかなと。あと、何か側聞するところによると、墓地が出てきたというふうに側聞するんですが、いかがですか、本当なんですか。私側聞しただけですからわからないんですが。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長、お答えします。そのとおりでございます、今現在その部分を発掘をいたしております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。墓地が出てきたということは、今墓地を掘っていると、こういうふうに理解していいんですか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、お答えします。

そのとおりでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。いずれにしろ大変なお仕事だなというふうに思いました。そこで、町長にお伺いしますが、いろいろもろもろのこういう状況をお伺いするにつけて、ますます私心配になってくるわけなんです、当初の予定に変更はないんですか、あの最終変更、27年度中に住宅、宅地お渡しすると、こういうお話でしたね。それは大丈夫ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。昨日の分科会の総括の場でも同じような質問があつて、お答えさせていただきましたが、ご指摘の建設系の廃棄物処理、そしてまた今の文化財の関係、いろいろと非常に大きなハードルがあるわけでございますけれども、今のスケジュールの間では、何とかぎりぎり間に合わせたいなというふうに考えているところでございます。ただ、議員ご指摘のように、不測の事態がこれ以上なければというふうな部分もございまして、非常に厳しいスケジュール間ではございまして、何とか目標達成できるようにいろいろ工夫しながらやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。町長の今の答弁からは、希望を述べられたのかなと、そうありがたいものだというふうに受けとめました。これ以上聞いたって同じことをお答えになるんでしょうから、私は手を変え品を変え別にお聞きしたいところがいっぱいあるんですが、正直私だけでもあれですので、私の質疑は終わりにします。ただし、町長の答弁は希望的観測を述べられたというふうに受けとめました。それだけ申し上げておきます。終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。13番後藤正幸君。

13番（後藤正幸君）はい、議長。12ページ一番下、今佐山議員が質問した児童福祉費復興推進費についてちょっとお伺いします。

私の所管、総務ですので、担当課長からはある程度の話は聞いているんですが、町長の認識をちょっと伺いますが、保育所を今回タケヤサンから建物でいただくというような話で進んでいるというふうに聞いているんですが、間違いないでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。イケアハウスですね、イケアハウスのほうからは現物でご支援したいというふうな話を頂戴しているところでございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。建物、現物でいただくということだと、この12ページに今提案されております3,891万1,000円の設計費は不要だと思うんですが、どうなんでしょう。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。

3,800万円につきましては、全体のというふうなことでございますので、保育所の分につきましては、今出ましたイケア、株式会社イケアのほうからご寄贈いただく、現物で建物の状態でご寄贈いただくというふうな向こうの意向というふうな形でお示しをいただいております。であのう、この中身等につきましてはですね、ただいま協議中

というふうなことでございますので、ただその協議の中身によりましては設計費の部分、圧縮できるというふうなことにはなってくるというふうに考えてはおります。以上です。

13番（後藤正幸君）はい、議長。えっとですね、この設計、保育所、先ほど佐山議員が言ったように、保育所だけで2,641万6,000円で、そのほか子育て支援センターとか児童館はいただくのではないんだから、私のほうで設計するの、これは当たり前の話なんですけど、建物でいただくとすれば、保育所のこの2,641万円は、何ていうの、設計してこのように建ててくださってイケアさんに頼むの。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ただいま申しましたとおりに、協議交渉中というふうなことなものですから、確定的な申し上げられませんが、イケアさんにはイケアさんのそれなりのポリシーなりコンセプトというふうなものがございまして、そのコンセプトを示せるような形でですね、やっていきたいということなので、その設計部分につきましては大いに向こうのほうでやるというふうな意向等は示させてもらっているというふうな状況にあります。

13番（後藤正幸君）はい、議長。最終確認になるんだけど、要するにこの設計費2,600万円は予算はとる、要するに設計して向こうで建てるか、建物を自由に建てて寄附するか、まだ交渉中ではっきりわからないんだけど、向こうで設計してくれと言われると困るから予算をとっておくと、だから、もしかすると予算はとるけれども執行はしないというふうなことも考えられるというふうに判断してよろしいですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員ただいま申されましたとおり、執行しないというふうな可能性は多分でございます。以上でございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。10ページの委託料、役場新庁舎基本設計業務委託料2,300万円の件でございますけれども、まあ、あの説明では基本構想から基本設計を実施するための予算の計上であると。前にこの件についていただいた資料の中で2点ほど伺いますけれども、1つはヘリポートの設置箇所を検討したいとなっておりますけれども、これはあの新しくできる新庁舎の屋上になるのか、それとも駐車場の一部を利用して行うのか、その辺の構想について伺います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。ヘリポートの設置については、基本構想においては普段駐車場に使っているところを、そういった災害等でヘリの離着陸が必要な場合に活用するという形で盛り込んでいるところでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。それから、もう1点でございますけれども、消防署の設置を検討したいような、そういう説明ありましたけれども、現在山元分署、立派なものがございまして、それと別に、あるいはあれを将来的に解体してこちらに移すのか、その辺の構想について。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。山元分署につきましては、残念ながら山元町の建物ではなくて、行政事務組合の建物だということを含みおきいただいた上で、ただ聞く話によれば、かなり築年数がたっているであるとか、狭隘になっているとかいろいろな、あとは役場の近くにあったほうがいいのではないとか、いろいろな議論がされているというふうに聞いております。基本構想の中におきましては、そういった可能性も踏まえて、一応こういったものがそういった機能が付加される可能性もあるということにつけ加えさせていただいたものでございまして、図面上もどこにというのは明示してなくて、

吹き出しのような形でこういうふうなものが建つというふうな形でもらわせていただいているということをご理解いただければと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。10ページの公有財産購入費の、今回2億3,629万1,000円、これにつきましては、先ほどの説明の中でいろいろ担当の課長から説明していただいて、その中でちょっと確認をしたい点がございまして、ちょっと確認をしていきたいなと思います。

今回の用地についてはね、ダイカストの用地になる部分、それを土地開発公社から買い取るという形、これについてスケジュールの見込みで、津波原発補助金の決定交付という形で書いてありますけれども、これについてね、例えば津波原発補助金の交付決定をしていただいて、まあどういってお金のね、流れになっていくのか、町に対しての交付決定で、補助金と、受け側の事業の中で具体的にはダイカストの用地購入の中で、その津波原発補助金の交付がなされるのか、ちょっとその辺がわかりにくい部分があるので、前に説明していただいたのだったらお許しいたで、ちょっと確認をさせていただければなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。説明書の中で、スケジュールの見込みということでお示ししているこの津波原子力補助金の関係ですけれども、これについては岩機ダイカストさんが直接受けるという内容でございまして、町が窓口とか経由というようなことではございません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあその、そういう形だとは思っていたんですけども、実際には例えば交付決定がされるという形で、資金の、ダイカストの部分でね、調達ができて、それを今回のね、一応土地、買い取るという形にはなるとは思うんですけども、その辺の具体的な見通しとか、あるいは実際に買い取る形になったときに、それ終わってからのだからいつの時点になっていくのかをまずお聞きしたいなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。えっと、今現在、岩機ダイカストさんのほうで、この補助金を受けるに当たって内示的なことでは了解を得ていると。本申請を実施するという段階で今詰めております。で、今のスケジュールについて聞いているところではですね、ほぼ審査の内容が固まって、本申請ができるのが今月9月末ごろになるであろうと。で、その審査から、今度認可という手続になりますが、それについては最低で2週間ぐらいというようなことですので、10月の上旬ぐらいに認可になるのかなということでございます。で、この津波補助金についてはですね、町のほうと岩機ダイカストさんが契約行為をするに当たっては、この認可がおりないと、その以前に契約行為はできないというようなことでルールがありますので、この認可がおりた後にですね、10月の上旬以降にオーケーとなれば、仮契約という段取りになるのかなと。それについては10月の中旬ぐらいというふうに見込んでおります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この津波原発補助金に対する町としてね、民間ではありますけれども、用地購入も含めて売り渡しすることもあるんでね、どのくらい関与なさっているのか。ダイカストさんだけで、その申請業務含めておやりになっているのかどうか、それもちょっと確認したいなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは、あの津波原子力補助金については、基本的に手

を挙げる企業が実施するということになっています。ただし、町のほうの雇用促進がどの程度になるのかとかですね、そういういろいろこの補助金の効果という部分について書き込む項目とかございますので、これについては岩機ダイカストさんの投資に対する見込みについて、町のほうで意見的な部分をアドバイス、あるいはこれを出すに当たっても結構見積もりだとかいろいろ詳細な書類が必要になってまいります。んで県の立地の担当のほうの課を経由しますので、そこのつなぎというふうなことでお世話はしております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そういう形であれば、民間で津波原発補助金の交付を受けるような手続をする場合には、まあ町でもね今産業振興課長が言ったように、要件の中でしょうけれども、例えば雇用の創出につながったり、あと町復興の再生につながるような考え方のもとでのこの補助金の交付、それを受けるような形での民間の申請に町もあの関与しながら応援をしていくという立場で確認させていただいていいのかな。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。そのとおりでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これは、基準からいったら2分の1という形でいいのかな、補助金。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これにつきましては、その審査の内容に応じてになりますから、単純ではなくて、いろいろ土地だったり設備だったりその内容について審査してになりますので、一律というようなことではございません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあ、あの、この補助金の中身だと、いろいろ今担当課長が言ったような形だと思うんですけども、ただ規模が大きいか、小さいかの要件も入ってね、その企業によってまあ補助金の対象の額が違うという形で私は理解したんですけども、その辺の関係はあるのかな。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これについては、投資額、それから雇用を新たに創出する人数、そういったもので基準がございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあ本題に入りたいと思いますんで、この額的に、例えば売り渡しの額について、実際にこういう形で町が関与して買い取って、まあこの売買の額についてはどういった基本的な考え方があんのかな。この金額そのままという形で考えるのか、それとも実際には単価で、今お話ししたようにいろいろな考え方を相称しながら坪単価を決める、そしてそれで全体の額を考えていくという形で、これは政策的な部分で町長からお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。別に政策的なことはございませんので、基本的に不動産鑑定評価でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。政策的なことはなくて、不動産鑑定評価で造成したやつその単価を決めて、それをきちっとその評価の中で売買するという形でいいんですね。それをちょっと確認させてもらって、あともう一つで、実際にはね、ここの用地、造成したのは町だったんですけども、住民の人たちからいろいろな要望を受けておる形でやったりしていました。前の委員会ですけれどもね、現地を見させていただいて、調整池だったり、あと集中豪雨のね、きたときの対応、まあ地元の小平地区含めて非常に危険だと、あるいは問題が残るのではないかという形でねお話があって、まあ今回売り渡しの中でね、やはり造成側でただ売買するという形で考えていくのか、あるいは周辺の、売買する中で、やはり問題点が残るような部分を取り除きながらきちっと対応していくと

ということで、地元に安心感を与えていくというそういう部分のね、考え方が、今までのこの造成後の考え方としてできているのかどうかね、その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。売買する中での今回の考え方ですから。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。不動産鑑定の関係ということと、それに伴って売り渡しに当たってですね、その周辺住民への影響ということのご質問だと思いますが、不動産鑑定については先ほども町長からお話し申し上げたとおりで、基本的には現況を鑑定士の方に見ていただくというような形になるかと思えます。その周辺の住民の方との関係につきましては、基本的にはいろいろなお話、調整池の話であるとかいろいろなお話を聞いているところでございまして、そういった部分については逐次、造成のほうはまちづくり整備課のほうでやっているところもあるんですが、そちらのほうで対応しているというふうに聞いております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。調整池の大きさの関係とか、あるいは集中豪雨降ったときにあの面積の中での排水、そういった部分も含めてご指摘があったということについてはね、担当課あるいは町長も認識はあると思うんですけども、売り渡す中でその部分についてね、どう考えていくかということなので、財政課長から答弁いただくような話ではないんですけども、具体的にはやっぱりまちづくり課とか全体の排水の関係、それで全部理解してダイカストがね、購入するという形で、後の部分についてはね、全部ダイカスト側で周辺の住民とか排水まで含めて対応していきますよという形のね、協定書でもつくっていくのであればいいですけども、後で造成した部分で町側がね、全部それを担保するような形で、今回のね、造成あるいは造成終わっての売買という形になると、まあ非常に町としてもね、あるいはダイカストとしても、両方どちらがその部分の問題、きちっと考えながらやるのかということで、まあ非常に私はこの時点で売買する中で協定書にちゃんとうたうとかね、あるいは住民の人たちの理解を得るためにきちんとお話し合いを持つとかね、そういう形で売買の中できちっと対応していかないとまあ大きな問題に発展する可能性もあると。これは、我々前の委員会にやったときは、区長さんだったり周辺の人たちが直接調査してくれという話の中でですから、ずっとそのままになってきたという多分ことだと思うんですよ。ぜひそういった部分についてどういうお考えなのか、今回予算が出た中で売買する中で、考えてお示ししていただきたいなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。売り渡し後のいろいろな懸念事項についての対応ということで、私のほうから全体のお話を答弁させていただきたいと思いますが、あの岩機ダイカストさんと町については、ことしの1月に宮城県知事も入ってですね、基本協定を締結しております。その中の一条として、まあ売り渡しをする岩機ダイカストさんのほうで工場用地の周辺環境、それから公害防止等について努めるというようなことで基本協定は確認をしております。その上でですね、今ご指摘のあったようないろいろな土地あるいは周辺に関する懸念事項については、毎月1回岩機ダイカストさんと定例の打ち合わせの場を設けましてですね、この内容について一つ一ついろいろな部分で確認あるいは解決を図るというふうなことで今確認作業をして、ほぼ先が見えているという状況にあります。ただ、その岩機ダイカストさんの敷地売り渡す敷地からさらに離れた部分の排水問題、そういった部分についてはまちづくり整備課等での対応もしておりますので、そちらはまちづくりのほうからお答えしていただくということでお願いしたいと思います。

います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいま防災調整池からの排水の関係でございますが、現道の道路側溝のほうに排水することとなりますので、そちらの道路の側溝等あるいは集水ます等、そういったところの定期的な維持管理ですね、堆積がないよう維持管理を図ってまいりたいと思います。あと、下流側につきましても、排水が集中するというようなお話等もございますので、そういった問題点につきましても、今後排水の改良等も検討に入れて進めてまいりたいと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まちづくりの課長がね、十分に対応をしていると、そして対応できるようにこれからしていくというお話、排水の関係でね、そういう形で受けとめますので、後で何も問題の出ないようにきちっと対応できるようにお願いしたいと思います。

あと、もう一つは、結局今回山を切り崩したということで、法面がいっぱいあるんですよ、山の法面、あと下の法面。下の法面については、もし万が一崩壊したらね、防災調整池にそのまま土砂がいて、先ほどお話ししたように非常に大きな被害を得ることだと思えるんです。法面についてはね、太陽ニュータウンの法面で、大分山元町も苦労しているという形なので、工事の手法とか、あと中身について違ってるとね、それは一概に言えない部分はあると思いますけれども、ただあのくらいの規模の山を切り崩した法面がたくさんある状況、それはやはり無視できない部分があると思うんで、協定書の中できちっとね、どこが本当に今回あのくらいの面積ですので、どこが法面の部分、もし万が一災害を受けたら対応するのかね、それもまあきちっとね、先ほど災害協定でうたって今から検討、町で、あとダイカストとうたっていくという話ですけども、本当に想定されるような部分を全部盛り込んだ中でやっぱり協定書の組み方をしているかないと、後で全部町の持ち出しにつながっていくおそれもあるし、そうすると結構町のね、災害復旧だけで対応できる部分でなくなれば、町の今度財源の持ち出しっていう形もあると思うんですよ。せっかく売って財政にお金が入ることなので、それを継続的に全部吐き出すということにならないような形のやはり協定書の作り込み、考え方、それを十分考えながらやっていくように、今回の売買についてお願いしたいなと思いますので、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。議員ご指摘のとおりでございます、せっかく売って収入が入ってきた、ところがその後いろいろな瑕疵が見つかって、より入った以上に持ち出しになるというようなことがあってはならないということもございますので、今回はあくまでも土地基金からの買い戻しということで、今後その岩機ダイカストとの売買契約なり、それに伴う収入が入ってくるという流れになっていくのだと思うんですが、その契約書なりの作成に当たりましては、産業振興課ですとかまちづくり整備課ともよく相談しながら、そういったことがないように努めてまいりたいと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、先ほど同僚議員も質問したんですけども、15ページの関係、これは宮城病院の土地の購入費増の関係であります。先ほど同僚議員、詳しく聞いたので、私のほうからは全体の中でと、あと確認事項も含めて質疑をしたいと思います。

この増になった部分、まあ平均して2,690円、平米から1,815円、875円なんですけれども、これについても、先ほどちょっと質疑があったんですけども、こ

れ見積もりが全体的に違った点についてお伺いをしたいと思います。それについては、幾ら暫定であってもある程度見積もりする中でね、不動産鑑定のお考え方がきちっと入りながら予算計上するというのは基本だと思うんですよ。それで、この期間、そんなに期間ない中で875円上がった部分について、どういった点がね、不動産鑑定の中で上がった点なのか、鑑定員から聞いている部分でもいいし、あるいは町でその上がった部分についてどういう形の評価をしているのかね、それについてお聞きしたいなと思います、まず。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。当初の評価というか予算の見積もりにつきましてはですね、当初予算では町、うちら職員なんですが、町の職員が近隣の関係の状況を見て、そこで予算を計上しておりました。その後ですね、鑑定士が入ることになりまして、その中でやった中でですね、当初町の職員が見込んだ地目別の中で、うちの方で見た当初では山林とか原野とかそういうものが多く見たと。その中で鑑定士が入ってきた中で、町で当初見た山林と見込んだものが、まあ雑種地なり別に原野とかそういうものでの地目、地目が山林が一番安いものですから、山林から原野とかそっちの方に上がると単価が上がるものですから、その辺での誤差が出たということです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。

通常の予算の組み方だと、予算計上時点ではやっぱりある程度多目に見積もるといってちょっと語弊がありますが、ある程度正確を期するために少し予算計上をまあちょっと多目に見ているという形が本来の予算計上の考え方で、全体の町の予算というのは、歳出部分は厳しく見ながら、予算計上の中ではやはりある程度きちんと、その地目をね間違えているというのはもう論外なんで、地目は全体でわかることなんで、それで予算の計上が少ないというのは非常に見積もりの甘さがあったのではないかなと思うんですけども、担当の室の中で、そういったある程度町でね、その地目を見たり予算積み上げできるような職員はいるんでしょう。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。例えば、あの鑑定の資格とかなんか、そういうものを持っている者はまずおりませんが、あと分野によりましては、特にこれといっははっきりとした資格を持っている職員はいないということです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そうするとね、適当にやっただけでは言いませんけども、わからない人たちが積み上げてつくった予算なんですか、そうではないでしょう。やっぱり具体的に、例えばどこかに委託してある程度積み上げたとか、何かそういう予算の積み上げの仕方としてあるのではないかなと思うんですけども、地目全体だって、全体の用地を見たら何の地目になっているかというのはわかるし、その単価の積算というのもきちんとわかると思うんですよ。875円というのは非常に全体の額から見た平米の単価で大きいので、これについて、やはり基礎的なそういった積算の部分がきちっとやられてなかったのかなということだと思うので、その辺について再度質問したいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。この当町の職員との予算の計上の関係なんですけれどもまあ、ここ宮城病院、あそこは一筆の土地になっておりまして、登記簿上宅地ということなものですから、まあ宮城病院あの全体がですね、登記簿上は宅地になっているんですよ、一筆で。その中で、うちのほうとしては、今回町で宮城病院のエリアを新市街地に計画した段階で、まあ一応用地の単価を決める場合は、あくまでも現況主義ということがあるものですから、それでうちの職員としてまあ山林とか雑種地とか宅地と

か、そういうものに見た関係がありまして、ただその中で、うちらがみたその確定の仕方ですか、ここまでが宅地だろうとか、そういうものははっきり言って甘かったのかといえば、そう言われればそうかなと。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。一筆計上されても、今お話ししたようにある程度見積もりする中でね、きちんとやはり見積もっていないと、全体の総額で違ってくるというのものもあるし、あるいは全体の平均でも違ってくるという形になるのでね、今お話聞くと、基礎的な見積もりの考え方がちょっと甘いという形で私は思っておりますので、その辺はちょっと指摘させておきます。それで言っても、今さら予算計上の中でのお話ですから。

まあただ、それで問題は、これ売り渡しの例えば時点という形になると、この予算計上してまあいつの時点にこの宮城病院からこっちでね、買い取っていくのか、それについてお伺いしたいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。買い取り関係につきましては、先ほど佐山議員から出ていましたように、ただいまの建設廃材だとか、そちらのほうがですね、ある程度目安がつけば、宮城病院さんに正式に契約の話で仮契約の話を持っていきたい。ただ、事前にはお話は今進めております。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番岩佐 隆君の質疑を許します。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ええとまあ、休憩の中で少し飛んだ部分もあるので、重複する部分、確認する部分あったらお許しいただきたいなと思います。

先ほどのいろいろ質疑の中で、まあ回答いただきました。その中でいろいろあったんですけども、買い取りのまず時期について、全体のね、試掘とか処理、その関係と買い取りの時期の関係で、いつの時点になるのか、その辺についてはね、先ほど質問した部分と絡む部分あるんですけども、その辺についてご答弁いただければなと思います。

あと、それに、この予算の中でどこまで買い取るのかね、ちょっと全体取得面積が8.9で、うち本事業面積が5.9という形で、これがどういう附属資料の中では説明なのか。私は全体の8.9の買い取りの部分かなとちょっと思ったんですけども、その辺ちょっと詳しく教えていただければなと思いますので。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。買い取りのというか契約関係の仮契約の考えとしては、一応ただいまお話に出ていましたように、建設廃材とそちらの処理等が見込める段階と。あと、土地の面積関係ですけども、今岩佐議員が言われたのは、資料の10ページの5.9と思いますけれども、これは9ページ、10ページとつながるんですけど、災害公営住宅分については8.9ヘクタールのうちの3.0と、それで裏の防災集団移転促進事業の中で残りの5.9、これで合計で8.9ということになります。ですから、当初から前からも皆さんにお配りしている宮城病院の図面ですね、あのエリアはもう皆で8.9と、2通りの事業になるために3.0と5.9になるということです。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。事業が違うというのは理解しておりましたけれども、まあただ買収の中で、同じ時期に同じ形で買収をするという形だと思っておりますけれども、不動産鑑定士で決まった値段、それでやるという形だと思っておりますけれども、ただあの実際に見てみると、非常にね、先ほどの同僚議員のお話にもございましたように、工事っていうかね、処理、産業廃棄物の、特に建設廃棄物の処理がおこなわれていることと、あともう一つは、本当にあそこ全体で試掘しながら処理を進めてきたんですけれども、本当にこの8.9ヘクタール全部処理が終わっていくのかどうかというのは非常に危惧されると思います。これは、私も何回もお話したことなんですけれども、やはり全体がきちっと産業廃棄物、その中でも医療廃棄物、建設廃棄物、あるいは今ね、文化財の関係の保全のそういった試掘、それなんかも含めると、非常にね、買い取りの時期というのがいつなのかということも気になるし、それは全体の事業の進捗につながっていくんでね、また本当に今言うような建設廃棄物の処理、あるいは医療廃棄物の処理、あるいは文化財の関係の保存、それがきちっとね、ある程度終わる中で買収をすると、この予算にかかって買収するという形でないと、非常に危惧されるという話はまあ今お話しした話でないので、前の一般質問だったりいろいろ質疑の中でも随分お話したんですけれども、それで協定書とか、あるいはその関係で宮城病院と協議した内容について、まずどういう形なのかお話ししていただければなと思いますので。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。答えられる範囲で私の分野の分は答えさせていただきます。

先ほどから言われているように、まあ一般質問等で回答しているように、うちの用地・鉄道と用地の契約につきましては、まあ先ほどからお話ししているように、宮城病院さんなり施行している業者さんなりの言っていることを疑いをかけながらやるというのはありませんので、一応9月末という数字を聞かせていただいておりますので、用地の仮契約については淡々と進めていきたいということで、今のところ進めております。済みません、廃棄物終了後ということで。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。

今質問したのがちょっと2点にわたっていたので、一つはやっぱ時期的な問題、仮契約ね、今回予算こういう形でね、議会に提案していただいて、これはね、多分事業全体を早く進めるために予算計上していただいて、早く売買の形をつくりながら工事をきちっとね、段階的にやっていくという形の予算計上だとは思っておりますけれども、ただ非常に、我々17日にも議会で決算の審査ではあったんですけれども、文化財の関係でね、試掘をしている現場を見させていただいたり、そこんところを通るときに建設廃棄物の処理状況、把握をしていきましたけれども、今担当室長の言うように、業者が言っているんだからそれは間違いないでしょうということも、それはそれでね考え方としてあるんですけれども、ただ町としてね、どういう形で業者が言っていたり宮城病院が言っているやつを把握するか、それをやはり精査していく部分が必要だと思うんですよ。例えば、文化財のね、関係にしても、あそこ今後お墓、古墳に近いような形のお墓が12カ所といったのかな、ちょっと10カ所から12カ所あそこにお墓があったと。それを、段階的にという形ですから、あそこは多分分譲の用地になるということは最後という形になるとは思っておりますけれども、そういう状況もきちんとやっばり頭にありながら、今のお話で9月下旬に見通しがつくと、それを売買するっていうのがね、本当に今の時点の考え方とし

ていいのかな。本来から言ったら、やはり処理終わったところからね、具体的にね、売買する、そういう形にしていくという形が私は筋ではないかと思うんですよね。それは、今お話ししたようにどういう形の状況になっか、全体の面積の中ではわからないと、今の時点でね。処理も終わっていない中で、終わるっていう見通しの中で売買するという形になると、私は町でこれからね万が一ですよ、万が一建設廃棄物だって増える可能性があるんですよ、ねえ。それも含めると、非常にやっぱり危険ではないかと。

あと、もう一つは、今担当課長の多分範疇ではないと思うんですけども、先ほどもダイカストと町側のね売買の関係で協定書のお話をさせてもらいましたけども、この宮城病院についてはね、これ何回か私も含めてね非常に危惧される部分があるので、売買のときには十分いろいろ考慮しながらやるべきだというお話はね、ずっとしておったと思うんですよ。その辺で、先ほど言った売買のね契約書なり協定書、どういう形でね、事前に協議をなさっていたのか、その部分も私今回ね、予算と一緒に、本当はどのようなのか、今までの話し合いの経緯とか、あと協定書の中身についてもねえ、ここで話していただきたいなと思うんですよね。誰でもいいですから、町長以外にわかる人で、多分現場で協定したり、あるいは協定の下準備で協議した人たちが多分この中にはいると思うんでね、それをお聞きしたいと思います。その上でね、先ほどお話ししたように、文化財の保護の関係のやつでどのくらい日数、28年度末という形の全体の工事ではあるんですけども、それでどういう形の段階をもちながら、どのくらいのタイムスケジュールで行くのかという部分も多分今の時点で精査しないと、全体の工事の着工していく中で、まあ部分的に着工するということでしょうから、着工する中で非常にタイムスケジュールあるいはタイムラグ、考えていかないとだめだと思いますので、その辺について質問したいと思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。宮城病院につきましては、町としましては27年度中に皆さん移転していただけるということを目標に、今事業を進めているところでございます。それに向かってですね、これまで宮城病院とは土地の価格のお話、それと医療系・産業系廃棄物の処理のスケジュールの管理、それとあと法定的な、工事を行う上で法定手続が必要なんですけれども、法定手続も含めて、全て同時並行でスピード感を持って進めてきているというところでございます。それにつきましては、宮城病院と協議しながらこれまで進めてきておまして、今回土地の価格についてはお互い、今いいところまで行っていますということで、産業廃棄物、建設系廃棄物のめどが立った時点、今月の末を目標に仮契約を結んでいただきたいということでお話をしているというところでございます。

あと、この後ですね、また仮契約から本契約に向かいますとしましては、また議会のほうに、臨時議会になると思いますけれども、臨時議会のほうに諮って本契約を結ぶということで、スケジュール感を持って今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。問題は協議をしていく中で、先ほど来の答弁の中で出てきているように、実際に協議の中でスケジュールとか法的手続、どういう形で単価の問題も話したということなんですけれども、例えば先ほどお話しした中で出てきているように、実際に建設廃棄物とかねあるいは医療廃棄物、ねえ、そういう部分が出てきたときにどういう対応をしていくのか、その辺を協定書にきちんとうたってあんのかどうかという部分

を協議しているか、協議していないかというお話を質疑の中でしているんですよ。それをきちっとね協議する中でどういうお話があったのか、そして結果的に、例えば仮契約を結ぶときにね、契約書にどういう形でうたっていくのか、その辺までやっぱり担保しておかないとね、結局買ったらやっぱり買った側の責任になる可能性も十分あるんでね、法的には。ただ、契約書に基づいた形での協定書をつくったり契約書に基づく部分だと、それはね、やはり宮城病院側の責任という形になる可能性もあるんで、特に工事を急いでやると、あとやっぱり工事の造成の中のね関係なんかも協定書の関係でうたっていかなくてはならない部分もあると思うんですよ。まあね、とりあえず、最初の前段の建設廃棄物それから医療廃棄物の関係の今後の処理費用を、どういう形で協議の中で契約の中にうたっていくのか、あればですよ。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。もし間違っていたら済みませんが、私処理費用というような聞き取りしたんですけれども、そのことでしょうか、宮城病院の処理費用とちょっと耳に入ったんですが、それでいいですか、済みません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあ、あのう今後の形で、これから買い取りする場合に、協議を今までしてきたと思うんですよ、契約の中でね。その協議をどういう形でやってきたかということと、あとこれから仮契約、本契約にどういう形でうたっていくのかね、その辺の協議をされたのであれば、その内容も含めて教えていただきたいということを質疑しているわけです。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。大変失礼しました。ええとあのう、今出ている医療系の廃棄物なり建設廃材等の関係につきましては、宮城病院さんと契約前にですね、瑕疵問題ということで、その問題ですと今協議をしているということです。それで、今宮城病院さんには、仮契約書の中にその瑕疵問題を入れるということで今話を進めているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。瑕疵担保の契約、きちっとその辺にうたうという形で、特に災害廃棄物、医療廃棄物あるいは建設廃棄物、全部含めて瑕疵担保の条項に入れるという形でいいんですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。産業廃棄物関係のやつの中で、瑕疵担保という文言の中で一括でその話を今しているところで、あくまでもその、例えば医療廃棄物とか建設廃材とか、そういう項目別のもは今のところ入れるとかという協議はしておりません。あくまでも産廃の問題と、それが後で万が一出た場合、それに対しての瑕疵担保のお話を今しているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。9月末に一応仮契約を結ぶっていう形で考えているのであれば、そちらを協議の段階で急ぐ必要があるし、やっぱり契約書の仮の部分でもちゃんと条項をつくって、それで納得してもらえなかったら売買できないんじゃないかと思うんですよ。例えば、町と宮城病院のそういった関係でなくても、個人と例えば民間の場合だってちゃんとねえ、その契約書に基づいた形での売買するということなので、今の時点でまた協議をしていてというのは非常におかしいので、きちっとその辺を売買する中で、もう事前にね我々議会にも、こういう契約書に基づいて瑕疵担保条項をこういう形でつくって買い取るんだという形で考えてもらわないと、財産の関係になるのが反対に財産じゃない可能性も出てくるんで、あと今のやつはいいです、ちゃんと条項をきちんとうたうという形でのこの考え方で。

あと、もう一つは、やはり工事スケジュールの関係で、できるだけ早くこの全体を買い取るという形であれば、スケジュールに基づいてこれから工事を進めるということで、先ほどこちょっとお話しした古墳の関係、文化財の関係の古墳の処理、まあ10カ所から12カ所くらいの古墳があるという形で、あと工事状況、その古墳だけでなね、くこっちの産業廃棄物の建設廃材の関係も、非常にこう現場を見ると危惧されるんですけども、その辺は再度お聞きしますけれども、町としてね、宮城病院なり業者から聞いて、こういう形で作業を早く進められるようなね、そういった対応をやってくれという部分の話しているのかどうかと、あと文化財のね、その試掘の関係で、全体のね、工事が終わらないうちに買い取るという部分の考え方を、今から文化財の関係だと1年くらいかかるという話ですよ。それも含めてちょっとご答弁いただければなと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。産業系廃棄物の、建設系廃棄物ですね、の処理についての病院との工程管理、スケジュール管理ということだと思います。宮城病院と請負業者のほうにですね、山元町のほうからも職員入れてもらいまして、工程管理ということで参加させてもらっています。その中で、進捗状況を見ながら9月末までにどういった方向で、方法で建設系廃棄物が処理完了できるかということで、毎週金曜日に打ち合わせをしているところがございますが、その中で山元町としてですね、重機の増強ですとかをお願いしながら工程を守ってもらうということをお願いしているところがございます。まあ病院としましても、重機を増やして対応するですとか、あと休工期も減らしてなるべく9月末を目標に頑張るということで、今確認をしているところがございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。文化財の関係は、担当の課からお願いしたいなと思います。全体の中でどういう形の処理、あるいはどういう形の保存、あるいはどういう形でタイムスケジュールでおやりになっていくのか、処理も含めてね、お願いしたいと思います。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えいたします。

文化財の発掘につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、先行して8月1日から宮城病院地区に発掘を行っております。全体で約大まかに3カ所ほど、昨年100本ほどのトレンチといいますか試掘を行いまして、3カ所ほどの埋蔵文化財が包蔵している、あるというふうなことが確認されておりますので、今A地区と申しますか、南側の発掘を先行して行っているところです。全体では、先ほどお話し申し上げました大体の予定では約広さ的には4カ月ずつ1年ほどかかるというふうに考えておりますが、全体の事業が入って行って、全体の事業の支障にならないようなどころから初めに発掘を行って引き渡しをして工事に入ってもらえるというふうな状況をつくるために、今発掘を行っているところがございます。発掘自体は1年ほどかかるというふうには考えておりますが、できるだけ人員を増強して短く短期間で調査を終えたいというふうに考えておるところです。よろしいでしょうか。

もう1つ補足いたしますけれども、発掘が終わらなければ事業が入れないというふうなことではございませんで、発掘と同時に事業が行われるというふうなことで理解いただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。3カ所っていうのも理解しているし、あと1年程度かかるというのもお話しは聞いておるんですけども、ただやっぱり問題はね、最後になる地域が事業に支障のないような地域ということであつてもね、全体の工事からいったら非常にこ

うね、その辺が危惧される部分と、あと、やはり今回のね、予算で全体の面積を買うという形なので、その部分で実際にね、本来ある程度整理終わって、それで段階的にやっぱり買い込むという形でない、本来うまくないのかなと思うんですよね。全部買って、まああと全部瑕疵担保で責任持ってくれたり、あるいは全体の工事のタイムスケジュールの中で、きちっとその買う中での段階的な実際に事業という形にしかつながらないと思うんですよね。買ったところしかどうせ工事できないということであれば、やはり段階的に例えば買収する形でも全然問題ないと思うんですよ。そうすると、一つ一つ区切りがついて、そこの中での全体のね、買収という部分もできてくると思うんですけれども、あの基本的なやっぱり全部最初からね、この面積を買うという考え方の中にはどういった利点と、あとデメリット的にはどういうデメリットがあるのかな、その辺をちょっとお話を伺いたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。今のご質問は、宮城病院を今一筆になっているんですけども、工事の進捗といいますか建設系廃棄物の進捗に合わせて分筆をして買い取ってはどうかということだと思います。それにつきましては、今宮城病院は土地については一筆の状態になっております。それを分割するとなりますと、分筆の作業が伴うということがあります。時間的にまたその分筆の作業がかかるというところがございます。また、あと価格面にしましても、国土交通省からの指導では、買い取りのときにはその直前の価格ということがありますので、再度土地の鑑定が必要になるということ、最近この地価の上昇が見られていますので、また土地の価格が高くなるというようなデメリットがあるかなというふうには思っております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。誰も分筆して買えなんていうことは言っていないので、ただ全体的に買うメリットとデメリットがどういうところにあるのかという話をただで、ただ全体の買収の中で、やはりあの処理が終わっていない部分を買うという、そういった状況が今現在起きているので、その部分、先ほど質疑の中で答弁いただいたように、瑕疵担保の条項だったり、あと全体の買う中でのね、いろいろな配慮、それを含めた形でね、考えていただきながら、例えば時期的な問題もね、本当に9月下旬で仮契約いいののかも含めて、十分な検討をしながら対応をしていただきたいということで思っていますので、あえて買い取りの時期については十分検討して、後でね、いろいろな問題が起きないような形の精査をするということで対応していただきたいと思いますので、その辺についてのご答弁いただきたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐議員からのご指摘を頂戴いたしました。一つ一つごもつともな部分もあるわけでございますけれども、議員もいみじくもおっしゃっていましたように、今回のこの宮城病院地区の新市街地としての整備ですね、これの趣旨、目的に鑑みて、やはりできるだけスピード感を持って取り組まなくちゃならないというふうなことでございますので、一定の瑕疵担保というふうなものも十分考慮しながら、一方では同時並行的に一定の時期に皆さんに移転、入居をしていただけるようにですね、取り組まなくてはならないというふうな思いでやっているところでございますので、まあ引き続きご指導いただく中でですね、ご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まず、重複するような質問もあろうかと思いますが、その辺は簡単に済ませたいと思います。

一つは、これは確認ですね。8ページの基金繰入金、財調取り崩し減、6億減ということですが、現在の基金高伺いたいです。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今回の予算がお認めいただいたといいますか、いわゆる9月補正後現計という形での数字になるかと思えますけれども、68億3,500万円ほどの残高という形になります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。あと、ここで取り崩し減、そしてその後また積み立てなるのも含めて68億ということですね。はい。そうすると、54億からさらに68億というような理解でいいのかということだけ確認します。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。25年度末、決算の方でもお話させていただきましたが、54億4,300万円ほどということで、それが予算の経過を経て現時点では68億になっているということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。かなり金をためているんだということが認識されました。

次に、12ページ、一番下の子育て拠点、これも先ほど来質問されているところなんですけど、この件についての、今この進めているのは、進めようとしているのは、これはこの保育所を統合するというを前提にしてのものなのか、あるいは今いろいろ言われているところを含めての設定といいますか計画になるのか伺います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。保育所部分につきましてはあのう、遠藤議員おっしゃった中ではですね、いろいろ話題になったりとか、そういうことにつきましては、坂元分への配慮策なりなんなりというふうな部分かとはとれるわけでございますけれども、この予算に計上されている部分につきましては、統合保育所ですね、山下に建設（「ちょっと、もっとはっきり言ってけね。」と呼ぶ者あり）はい。坂元部分の策というふうなものは入ってございません。統合保育所というふうな形でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、坂元の地域の皆さんの要求って、そっちほうはそっちのほうで動いているとしていながら、ここで明確に、それはもう統合ということをお前提とした計画というのは、ちょっとこの時点で町長おかしいのではないんですか。町長にお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。保育所、子育て拠点施設の整備の考え方につきましては、これまでも坂元地区での取り扱いも含めてお話をさせていただいたとおり、皆さんが待っている、早く建ててほしいというふうな切なる願いもあるわけございまして、そちらの要望にも十分お応えをしてみたいと。一方では、坂元地区のほうについてはですね、これまでご説明してきましたとおり、坂元地区の皆様のご意向も踏まえて、坂元地区での子育て施設のあり方というものを並行して検討してみたいというふうなことで進めさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。何でこういう確認をするのかということ、そういうふうにして、そういう話、向こうも考えますよと言いつつも、実際の計画は統合するという形で進めているということでは、いつ、どの時点でね、これまでも何回か、これまでのいろんなお話なり行為、行動なりを見ていけば、いつそれがころんと変えられるかというのが非常に不安、懸念、疑問、前のあの質問の中にもありましたが、この瑕疵担保を強調しているところにはそういうところがあるのではないかと、そういう疑問、懸念、町民がですね、というところから出てくる疑問というふうな受けとめざるを得ない、今のよう

な説明を聞けば。こっちはこっちとしてもしっかりやっていれば、今度はまたいろいろな理由があって、いろんな理由があって、結局もうこっちにこういう立派なのをつくったんだからわ、やっぱりこっちさ入ってけさいわとか、そういうふうにもならざるを得ないし、これまでの中では、なかなかそういった信頼関係というのは構築されていない中での話ですから、この辺はしっかりとしないと、町民は受け入れられないということがあります。仮に、この統合を前提としてつくる人は相当それに子供たちが全部入れるような規模のものにするということなんですから、そうすると今度でき上がった姿見で、ここさこんなやってこんな空きスペース置いては無駄だからとか、いろいろな理由が生まれてきて、最終的にそっちのほうはまだまだあの空きスペースがないとか施設がねえとかという理由をつけられて、そしてこっちに一つにもう半強制的にさせられてしまう、この事業そのまま進めていこうとするならばですよ、そういうことが十分懸念される。そういうふうに町民は思う、私だけ思っているのかわかりませんが、そういうその疑問、懸念が生まれてくるんですが、その辺についてはどうお考えですか。あの今言われるように、スピード感をもって、スピード感をもって、そのスピード感を阻害しているのか何なのかということも少しお考えいただきたい。我々だって、スピード感をもってやりたいということで、いろいろそこでいろいろこういう話をしているわけですよ。それを、何でもかんでもスピード感を言えばいいようなあれで、もし本当に真摯にそのスピード感を求めているのであれば、それを阻害しないような提案の仕方をしていただきたいなと思っていますが、その件も含めていかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。前段申し上げましたように、いろいろと遠藤議員からのお話も踏まえてですね、これまで相当の民意調査といいますか、皆さんのご意見をお伺いしてきて、それを集約する形で今回このタイミングでご提案を申し上げるというふうなことでございますので、坂元地区のほうについてもですね、並行して検討する中で、一定のタイミングでまたいろいろとご相談を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺が信用できないから、今確認しているんですよ。でしたらば、本当にそう思っているんだらば、今同時並行でもう進んでいるんですから、分園という先ほど話もありましたが、私は分園そのものもいいものかどうかつつうのは、まだ私自身判断しかねている部分があるんですが、私はあくまでもやっぱり独立というようなことを考えているわけですが、それは置いておいて。しかし、いずれにしても坂元地域にもし本当にそういった施設をつくるということであれば、初めからここね、この統合というまでの面積は要らないんじゃないのかと思われるんですが、その辺はいかがでしょう。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。

現段階ではですね、当初から計画してきている方向性での規模、内容というようなことになっておりますけれども、今後並行して検討していく過程で、あるいは基本設計、実施設計というふうな過程で、いろいろなことを加味しながら最終的な規模、内容というふうなことにしていきたいなというふうに考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の回答もなんか私からすれば明確な回答にはなっていない。

（「少しね、今のマイクの状況が悪くて、自然に消える場合がございますので、ちょっと注意しながらお願いします」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。私のせいではなくて

機械のせいだね。はい、わかりました。そういうことで、この件につきまして、そういうことでといたしますか、このまま提案されるということであれば大きな疑問を残すということをおきします。

次に、先ほどもありましたが、イケアから現物で給付という話がありましたが、この件につきましては、町の意向というのがどれだけこの伝わった中身になるのか、その辺の決まり、規定というのがあるのかどうかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。いろいろとまあ向こうからの申し出、それについての協議、交渉というふうなことでございますので、決まり事と言われますと、そういったはっきりした決まり事というふうなものは、ちょっとなかなかあるというふうな言い方はできませんけれども、まあ向こうのほうから言われておりますいろいろなイケアジャパンさんの方針、コンセプトというふうなものをお聞きする中でですね、町といたしましても、その保育機能として十分なものでなければならない、まず安全・安心の部分であるとか、いろいろ国等の基準にあるそういった部分なんかは当然クリアしていかなければならないというふうなことでございます。それらの打ち合わせの中では、こちらのほうの保健福祉課すこやか福祉班のほかに保育所の現場の職員、所長とかそういった方々のご意見なんかも伺うために、随時といたしますか何度もそういった場面に交渉なり協議の場面に出ているというふうなことで、町のほうのそういった意見を反映していただくというふうなことをご理解いただきながら進めているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと心配するところは、そのイケアという会社がどれだけこの保育所機能といたしますか、そういった、その前に経験のある会社なのかどうか、その保育所機能といたしますか保育所建設について、これまで。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ええと、まあ、あのう、保育所の建設自体の経験があるかといわれますと、イケアジャパンさん、ご存じのとおり家具メーカーさんでございます。ただ、その中で（「あるのかないのかだけでいい」と呼ぶ者あり）はい、当然のことながら、その関係する建設会社さんとか設計会社さんであるとか、そういったところにまあご意見なんかを参考にしながら協議のほうを進めさせていただいているというところでございますので、ご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。何を心配しているかということ、こういう経験がなくて、しかしながら知識と技術はあるという会社の方々、実際仕事する人たちは、多分に相当な理想のもとに、あるいはもうその家具屋さんということになると、このデザインとかその自分のイメージとかね、そういったものが先に描き出される最高の姿になるのではないかという懸念がある。そのときに、保育所機能、いやこういう形でもちょっとここがこういうスペースだと、あるいはこういうつくり方だと子供たちのあれで、ちょっと危険な部分があるとか、あるいはちょっとまずいところがあるとか、そういった意見が通るか、通らないか。以外と頑固だからね、そのプロの人たちは。実際にプロの人たちがね、自分のものを大切にするという、そのときに対抗できるような体制で臨めるのかどうかという心配からいろいろ聞いているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員ご懸念の部分につきましては、むしろそういったですね、保育の専門性なりなんりの部分につきましては、口幅ったい言い方、こちらのほうからご指導申し上げるといいますか、我々の経験、ノウハウというふうなものをお

伝えながら進めさせていただいております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の自信のあるような言葉に、私は了解というか期待をしていますということで、次に、先ほど来いろいろ問題と申しますか、なっているところの15ページですね、その点について、これ重なる部分があるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

一つ一つ簡単に聞いていきます。これも先ほど来の質疑の中にありましたが、そもそも平成26年度当初予算は買収事例等をもとにして概算見積もりという表現、そしてそういう中で、実は職員で決めたんだというような話がこの間ありました。そして、決める際にその地目、山林、原野云々、雑種地等々という説明もあったんですが、この辺普通だと常識的に考えられない話が、実はそういうことで当初見積もったということなんですけど、そもそもなぜそのとき、当初は不動産鑑定士なりなんなり専門家を入れた、行わなかったのかということについて確認したいと思います。そもそもだ。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。なぜ当初から鑑定士を入らなかったのかということに対してですけども、今回求めようとしている場所がですね、廃棄物が埋設されていたということで、まあ基本的には土地の評価等を行う場合ですね、廃棄物等がないものとして買い取り等をやっていくというのが原則なものですから、その中で一昨年中、一部医療廃棄物なりが出てきたというところで、その後に建設廃材、まあ取りかかっておりますけれども、それが出てきたということで、その関係、医療廃棄物については宮城病院さんで努力して処理に入っていただく、そしてそれが終了後ということで廃棄物も行っているというところで、そこで大筋で廃棄物等がなくなるだろうということで、やっとその段階で鑑定士を入れてやったという経緯でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それもちょっと理解しづらいところなんですけど、そもそもその状態ですね、最初その事例で、そういうもろもろの買収事例をもとにするというんであれば、その姿、あるものはとればいいだけの話だから、山林だったら山林で、山林がなんぼあって、原野がなんぼあって、雑種地がなんぼあってと、そこから積算してそれで済むんじゃないですか、余計なことを考えねえで。あるいは、あるいは、もしそういう複雑な場面が出てきたとするならば、それこそ専門家に委ねるということで、これ当初予算でもう事業として始めると、しかもそれがたまたま遅れてただけの話であって、実は26年度中にはもう着手するようなことで当初買い取るということも皆さんでお決めになったかと思えます。だったら、それは当然もしそういう複雑な事例があるのだったら、それこそ職員だけなんていうのはもってのほかの話だと思うんですけども、やっぱり不動産鑑定士なりに頼む必要があったのではないかと、逆にですよ、思うんですけど、その辺についていかがですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。遠藤さんが言われるように、当初から何もなっていれば、鑑定士は最初からお願いするということができますけれども、先ほどから何回も申し上げているようにですね、あくまでもない状態のものでやるということで、ある程度の目安がついてからやると。それで、当初のやつは、あくまでも暫定で予算を組まなくてもいけないという事情もありますんで、その分でそういう事情があった関係で鑑定士が後になったということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。あの、この、この産業廃棄物があって、それを処理しなくちゃならないというふうに町として受けとめた、あるいは病院側がそういう動きになったと

いう時期はいつですか。いつごろになっているんでしょうか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。廃棄物対応の経緯ですけれども、医療系の廃棄物が発見されたのは25年の5月でございます。その後、保健所等々の調整を行ってきたということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。もう25年の5月にはもうわかった、そしてわかった土地をかうと、26年度の当初でかうということになれば、当然そういう条件のもとで値段がつけられなくてちゃならないのではないかと。それでなければ、我々は簡単に通すわけにはいかなかった。ただ、当初見ると、どこにもその項目ないんですね、当初予算見てもみますと。どこにも公有財産のどうのこうのというのは、当初には載っていないと、私が見た限りではね。どういうふうになってんのかという疑問が出てきているんですが、その辺について詳しく説明いただきたい。

議長（阿部 均君）その辺詳細に経緯、経過等もきちんと踏まえながら答弁願います。（「時間」と呼ぶ者あり）執行部から休憩の要求がございますので、暫時休憩といたします。再開は2時15分といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。大変貴重な時間をどうもありがとうございました。

さきほどのやつですけども、24年度の計上いたしまして、それを繰り越しという形になりましたので、遠藤さんの言われる載っていないという内容になります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。なんだ、もっと親切な答え方をしてほしいんだけども、そもそもなぜそれを聞いたかという、買った時期、措置した時期についてもあわせて聞いたんだから、俺は3月だと思ってたのにそこに載っていないと、でいつなのという聞き方しだんだから、そしたらその前に買ってるって、措置したんならそれはいつ、こんなことを言ってもあれだから、いつ措置されたんですか、予算措置。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。予算の措置といたしましては、災害公営事業につきましては24年の当初、災害公営については、防災集団移転事業につきましては24年の12月の補正で計上しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だんだんと思いきすと、その時期からもうこの産廃についてはいろいろと話が上がってて、議会でも何回も取り上げられて、そしてどうなんだと、あるいはもっと深く掘んなきゃだめなんでねえとか何かでもろもろのそうした話があって、それに何かそのままストレートにというかスムーズにというか、なかなか町に通らなくてといいますか、我々はそれで何回かやりとりした経緯があつと思うんですけども、という経緯がある中で、その当時はそういうものがあるというのはわかっているけども、どの程度かというのは確かにわかってない時期だったのかなと思いますけども、しかし調べるならばすぐにわかったような事態でもあったと、わかっている人に聞けば十分にわかって、わかろうとすればわかる内容でもあったということなんですが、まあいずれにしても、もうそんな前にできたときに、そのときにではどういう条件、状況の中でこの買い取り価格が決められたのか。何回も確認しますけども、先ほど来ほかの買収事例

と、俺はこれでいいと思うんですが、ほかの買収事例ね、大体その隣接、山林は1反歩当たりなんぼ、平米単価でなんぼ、雑種地はなんぼ、原野はなんぼと、そこでそれが多分ここで表現している買収事例ということになるかと思うんですが、そんなに難しく考えなくても多分そのとおりそういう形で値段を出したと思うんですが、そして俺はそれは正しい単価なのかなというふうに受けとめております。そして、これまた思い起こしたわけなんです、何回かそういう単価に対して質問がありました。もうこれでいいのねというか、そんなときにあわせて、もう産廃の動きがありまして、まさかこの産廃の分をこの単価にかけないでしょうねというような質問もあったかと思えます。それに対しては、そういうことはいたしませんという明確な回答があったかと思えます。これは議会の、どこの議会、何回目の議会かというのは私も記憶にないんですが、それは調べればわかることであって、そういう背景もあつての質問、確認なんです。何を質問すればいいのか。そういう背景の中でね、だから私はあの事例というものが、それが全く当然至極なものだと思うんですが、改めて聞きますと、その素直にですよ、買収事例等も含めてそのときの考え方、そういった考え方に沿った単価のつけ方というのはどうだったのか、改めて確認します。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。今遠藤さん言われましたようにですね、当初申ししているとおりですね、その産廃処理分の上積みとか何か、それはございません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしたら、こんな素直な値段のつけ方が何でされたのか、当たり前の常識的な値段がつけられたものが、何でこのこんな値段になってしまったのかということになってくるんですが、その際に、その前にもう1点確認、当初確認しておきたいのは、そのとき、この単純なつつうかね、買収事例等も含めてその当時単価を決めたと思うんですが、その際オオバの存在はどうだったのか、オオバの協力、知識、あの大集団、英知集団を使って出てきた値段なのかどうか、その辺をお伺いいたします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。当初ですね、オオバさんはどうなのか（「事実だけでいいからな」と呼ぶ者あり）はい。ええ、使っていない。あくまでも職員のほうでやらせていただいた数字です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。こんな大事な単価のつけ方というかね、その職員だけで対応させたとしてその職員が出した単価を見て、町長はどのような受けとめ方をされたのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今進めているこの市街地整備については、用地・鉄道でお答えしていますとおり、鑑定価格を基本にしてというふうなことでございますので、室長から申しあげましたように、ある時点では近隣の事例を参考にして、まず大まかな予算を確保しよう、計上しようというふうなことで進めてきているというふうなことで、最終的にはきちんとした不動産鑑定でというふうなのが一定のルールでございまして、そのルールにのっとって最終的にはやるというふうな、そういう段階にきたというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほど来も質問の中にもありましたが、もしそのルールを大切にするんだということであれば、予算というのは安全圏の中です。これも問題はあるかと思うんですが、ということになれば、もろもろその問題の、当初から問題が含まれていると、この間の話で説明で聞きますね。当然その予算計上は、当初の予算計上は少し多目にというのがルールではないかと思うんですが、その辺はどうですか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ま、そうですね、予算の計上の仕方としては、多少の変動要素、リスクを若干ほど加味させていただいてというのは一般的な考え方かなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この当初出した単価というのは、相当このそういう意味では精度の高い単価だというふうに受けとめ、そういう形で決めたということであるならばですね、精度の高いものであると、ほぼこの中身で対応できた単価ではなかったかと思われるわけです。ということ。あと、そのオオバの関係についてはなかったかどうかということも改めて確認します。このことについてですね。そして、もしなかったとするならば、なぜなかったのか、その辺も。もし担当課長が答えるんだったら、わかるところでいいからね。参加したのか、しなかったのか、しなかったらしないということでもいいんです、答えは。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。オオバのほうには参加はさせていただいておりません。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。それは、オオバの仕事の範疇ではなかったということでもいいんですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。

大変済みません。ええとあの設計業務委託関係、CM業務委託関係ですね、これオオバさんとの契約が25年の1月からだったものですから。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。オオバさんは25年の1月から。オオバさんは24年から24、25、26と契約しているんですよ。この辺の話も何回かここで。ただ24年度はそんなに金使わねかったという、ほとんどがその全体は25、26でやるということなので、この辺は。そういうことで、もうその当時、当然そのオオバさんはその場にいたというか、その期間の中にいたと、存在したというふうに受けとめます。そういう中で、この件に関してはオオバさんは関係しなかったというふうに受けとめました。非常に、しかしながら、その当初の単価については非常に正常なものであるということも、今話を伺って受けとめました。という中で、今回提案されていますこの額を見ますと、先ほど単価、比較していただいたわけですが、ほぼこれ何割増しになるんですか。ちょっと今計算機ないので計算できないからお伺いします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。5割弱。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ちゃんと計算したほうがいいんでないかと思うんだけど、5割弱。俺今してみたけど、俺の計算では多分4割弱ではないかなと思うんだけど、いや、5割弱だったらそのほうがインパクトが強くなるからいいんですけれども、5割弱でいいんですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。1.48。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。私の計算のほうがちょっと。計算機がちょっと壊れたようですね。5割弱の増額と。その内容の差はどう見ているのか。何回もするけれども、正常な形で当初予算ね、当たり前で予算つけられたわけですからね。ということ踏まえて、この差は何なのかということについて確認したいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。当初、うちのほうでの職員で見た分につきましては、宅地、山林というのが主でございました。それで、その後ですね、鑑定士さんをお願いしたところ、まああちらさんは専門ですから、例えばですね、宅地については1と

2、2種類の区分け、雑種地につきましては1、2、3と3分類と、そういう関係で、あとは原野、山林、あと道路関係も1と2というところで、当初うちのほうで見ましたのは宅地と山林という見方をしたものですから、その辺の差が出たものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、そういう話だと、だからもう当初に戻ってしまうんですけども、当初もそういう、もし専門ということになれば、当然あのそうした人も交えての結論で出さなくてはならない額だったのではないですか。その当時は適当にやっていたということになりますよ。そして、その当時にもうオオバさんがいたわけですから、専門集団がですね。専門専門というのであれば、当然そうした人たちの力を借りるべきであったんですが、そうしたらそういうこともなくて決めてしまったと。これは、この話だけを見れば、非常に簡単に安易に決めてしまったと。本来ならばこういう大事な事案については、対策本部会議でね皆さんの英知を結集して、そうして決めるべき課題であるというふうに思うわけですが、多分これも確認すればああだこうだというふうな話になろうかと思しますので、話が前に進みませんので、そういう非常にこの安易な形で決められたんだなというふうな思いを強くしております。

そこで、改めて確認します。先ほど来この不動産、その後不動産鑑定、不動産鑑定と言っていますが、その後というのはいつからどの辺のことを言っているのかわかりませんが、多分に今回の値段を出すときに単価を出すときの話かと思えます。今回のこの不動産鑑定士は、誰がどこに頼んだのかお伺いいたします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。不動産鑑定につきましては、前の新市街地、お願いしておりました不動産鑑定士のほうに、オオバさんのほうから……ちょっと待ってください。

議長（阿部 均君）即答できる問題だと思います。休憩かけますか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

この際、暫時休憩といたします。再開は2時40分といたします。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。たびたび休憩入れまして済みませんでした。今回のこの評価につきましては、CM業務の中でオオバさんのほうにお願いしているということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その不動産鑑定をしたのがオオバさんということですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。オオバさんから不動産鑑定士というか、そういう会社のほうにお願いしているという形になります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、さっき聞いたのは、誰がどこに頼んだのかということ聞いたんですけども。それがどこにというのが、誰がというのは町が当然オオバさんを通して、その鑑定会社もわがねえの、不動産鑑定の。というふうになってしまうとは。そうすると、どこにあっかわからない不動産鑑定士を頼んで、信用のない鑑定をとというふうに思われますよ。

議長（阿部 均君）明確に不動産鑑定士の事務所名とか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。鑑定士の業者名ということですが、町のほうからですね、CM業務のほうではオオバさんをお願いして、オオバさんのほうで県内に事務所を持つみやぎ不動産鑑定、そちらのほうをお願いして、そちらのほうでの鑑定と、価格が出たということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。みやぎ不動産鑑定というところに頼んだんですね、はい。その金は誰が出したんですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。金は誰がという、CM業務の中で入っておりますんで、そちらのほうで。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。本当にCM業務、あのね、CM業務をあのときの業務内容といえますか、それを確認した際には、ほとんどが人件費と、あの15億円の中身はほとんどが人件費、そしてそれが60人分という説明を受けているんですよ。もしそうだとするならば、今度15億円の中身を確認しなくちゃならないという話になってくるんですが、その辺も含めて説明をお願いいたします。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。CM業務の中に不動産鑑定が入っているのかどうかということだと思います。（「そういう経費」と呼ぶ者あり）はい。CM業務発注のときに、用地買収、補償事務ということで土地鑑定評価という業務内容は入っているところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、オオバさんの範疇の中で鑑定したという、もしかするとオオバさんが抱えている不動産鑑定士等々というふうにもこう受けとめられるんですが、何回も言うけれども、そんなことなら15億円の内訳をお聞かせ願います。先ほど言ったように、ほとんどがもう人件費だというのが、当初この場でといいますか公の場で示された説明なんです。

議長（阿部 均君）即答弁できますか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。CM業務の内容でございますが、項目ご説明させていただきます。12項目ございます。まず、新市街地の整備の基本計画（「そういうのはわかってんの、わかって聞いていて、そんなら経費を俺は聞いたの、何でその15億円の内訳はなんぼなのと聞いたの」と呼ぶ者あり）（「だからこういうふうになんのさ、明確な答弁しないから」と呼ぶ者あり）

6番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ確認して、本当に確認事項なんです、その辺が十分にまともに答えられていないということが、ここで確認されました。それでは、そのCMの中でその不動産鑑定をしたということではありますが、これはどういう状況のもとでその不動産鑑定がなされたのかお伺いいたします。

では、もう1回確認すつから。どういう状況かというのは、当初と同じような状況の条件の中での鑑定なのか、まっさらになったきれいな土地、その先ほど来言っているんですが、産廃全て除いて、除いた状態というのはもうきれいな更地になっているわけですが、そういう状況での鑑定なのかどうか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。状況でございますけれども、今年度に入りまして土地所有者、病院側ですね、こちらのほうで医療廃棄物の処理が完了し、その後ですね、建設系の廃棄物処理の関係が発注をするということで、一定の目安がついたもので、その時点で不動産鑑定を入れていただいたという状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。同じ条件の中で鑑定されなければおかしいのではないかと

疑問を持って聞いているんですが。ていうのは、当然ね、更地になって、向こうも金かけてあれなんですけれども、あのもともとは原野、山林、職員の皆さんが一生懸命出した単価、それが俺は正常だと思うんです。そこからの出発だと思うんですが、ていうのは、その時点でそういう状況わかっていたんですから、わかっての契約なんですから、そしてどっちに非とかあれという話ではないんですが、それをわかって買って、そしてわかって、そしてわかった上でその値段で買ってあるんですから、やっぱりそのもとの状況の中での単価の出し方をしないとまずいのではないかと思うんですがこれ基本的な考え方なんです。しかもその際にね、前に決めたのは山地、原野とか雑種地とかということで単価が決められたと思うんですが、今の話を聞けば、今度はもう立派な更地なんですから、これはもう宅地とみなすというか、宅地で評価さっているのかと。そして、ということからこの倍くらいする値段になっているのかね、とするならば、ちょっと疑問を持たざるを得ないという思いから今確認しているんですが、その辺についてはどうですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。当初うちのほうで見た見方と、それは山林そして宅地というもので見た。そして、今年度鑑定士にお願いしたのは、同じ条件でと言われますけれども、鑑定士の考えの中で鑑定の仕方について、その先ほど言いました9区分ですか、そういうふうな鑑定が出る。ただ、それがまだ真っさらと平らな状態ではなく、ただここが宅地の1とか2とかそういうエリアに分けられますというふうな鑑定結果をいただいているので、まあ当初の私たちが見た24年度のその状態ではなく、新たな鑑定士の評価の価格になったということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、そういうふうなことを言われると、本当にこの当初の計画というのは本当にずさんな計画だったんだと言わざるを得ません。言わざるを得ませんということね。答えは要りません、もう結果そういうふうなことになっているわけですから、その辺についての町長の責任は大変重いということも伝えておきます。

この実額で言うと、今回のその増額は幾らになったんでしょうか、その5割近いアップというのは実額では幾らぐらいになったのかお伺いいたします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。先ほど財政課長が申しましたように、6,444万9,000円の増になります。これは、防災と集団入れまして。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。相当な増額幅になって、これ普通の世界であり得る数字なのかどうかというと、買う側からすればとてもとても買えるくらいの上昇率ではないなという感想を抱くわけですが、今もろもろ話のやりとりの中で、町長は一体この辺のこの経緯、経過についてどのように思われるかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の鑑定につきましては、先ほど来から申し上げているとおり、当初は担当者の一定の見立ての中で大まかな見積もりでやらせていただいたというふうなことでございますので、最終的にはルールにのっとってしかるべき不動産鑑定評価というふうなことで整理をします。これは、最初からというふうな部分もございませぬけれども、担当室長が申しあげましたように、残念ながらこの場所でのもろもろの案件がございましたので、その点を踏まえてですね、そういう形で最終的な鑑定というふうになったというふうなことでございまして、一定の考え方に乗ってですね、物事を進めてきたというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。本当にそういう姿勢でね、本当に取り組んできたのはきたんで

しょうから、それに対しては非常にかかり。この40億円もの大事業ですよ、これね。それを大まかなとかね、40億円もの大事業を職員だけでやったというのは、もうこれは町長の責任だよ。もし職員だけやっているとしたら、それは指摘しなくちゃ、おめらだけでやれんのかというふうな展開がなければおかしいですよ。こんな大事業ですよ。ま、今のお話を聞けば、こんな大事な事業でもそんな取り組みといいますか、そんな安易な姿勢、さきほどうさんなど、これも当たっているかと思うんですが、結果としてはですよ、結果的にね。その前に、そういうことが生まれるような体制でこの大事業を進めてきたということが、ここで明らかになったというふうに思わざるを得ません。ということを書いて、私は終わります。いや、言ったら……。

議長（阿部 均君）町長が何かお話があるそうですから。（「別に町長に私は求めていません」と呼ぶ者あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤さん、ずさんというふうな言葉を使われましたけれども、金額の多少にかかわらずですね、やはりその基本設計とか実施設計とか、いわゆる概略設計とか、いろいろプロセスを踏んでね、やるわけですよ。それは金額が多いとか少ないとかという部分も、それは我々経験していない大事業ですから、遠藤さんおっしゃるのも無理からぬ部分もごさいます。しかし、最終的にはきちんとルールに乗って精査を含めてやらせてもらっているというふうなことは、ぜひご理解をいただければありがたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それでは、こんな大事業を職員だけに見積もらせたということに関してはどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私も県職員時代ですね、財産の管理、処分というふうなものを担当してきた経緯もごさいますけども、最終的にこういうものであれば鑑定をかけてというふうな部分、あるいは小さな金額であれば最初から最後まで職員ですね、一定の評価、ルールに基づいてやるというふうなやり方も決して例外というふうなことではごさいません。どっかできちんと第三者の客観的な目を通すというふうなことが大事になるのかなど。それは最初から最後までそういうふうな方式も、これはあるかもしれませんが、先ほど来から言っているように、この宮病の残念ないろいろな経緯、経過を踏まえた中で、あえてこういう形をとらせていただいたというふうなことをごさいます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私も訂正しなくてはならない。40億円という数字は、私は坂元を頭にして、道合がまだ、その数字を使ってしまいました。私は今現在、宮城病院が総事業どのくらいかというのはわからないまましゃべっていました。

それは置いておいて、それにしてもそれにしても6,000万円ですよ。またこれが請負変更契約、これが通ればあれなんですけど、まあそういうふうな形で一括発注方式という方式をとっているものだから、なんぼでも変えられると、簡単にですね。というふうな、そういうスタイルになっているからそういうことが可能なんだというふうに思わざるを得ませんが、6,000万円の増額補正というのは、相当なこれはよっぽどの大金持ちでなければ出せない金額だ。そういうことが簡単にできる、あるいは簡単、その原因、要因がそういう職員任せにしてきたことによって生まれてきている問題なんですよ。これ平時だったらほんなことできないのではないですか。これこそもう大失態、大問題につながる話だと思うんですが、その辺の感覚がどうもこのわからないというこ

とを伝えて、私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。12番佐山富崇君。

12番（佐山富崇君）はい、議長。全く単純なことをお伺いします。先ほど事業調整課長の話で、毎週金曜日打ち合わせをしているんだね。ちょうどきょう金曜日です。きょうの時点で何パーセントになっただけ教えてください。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。きょうの打ち合わせは、きょう議会があるものから、この議会終わった後、夕方やることになっております。申しわけございません。

12番（佐山富崇君）はい、議長。すると、必ず課長が行っていたんですか。職員が行っていたのではないの。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。私が伺える限りは伺うようにしておりました。ただ、どうしても（議員の声あり）いや、議会終わってからきょう伺うということで調整しておりますので、よろしく願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）よろしいですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第46号平成26年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。

それでは、議案第47号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算のそれぞれに3,738万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,485万3,000円とするものでございます。

それでは、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。まず、歳出の説明になります。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、人件費の増減でございます。並びに、25年度決算に伴う一般会計繰出金といたしまして1,989万円を措置するものでござ

ざいます。

3 款後期高齢者支援金及び4 款前期高齢者納付金につきましては、支援金、納付金の額確定に伴いまして既定予算を増額するものでございます。

8 款保健事業費1 項1 目特定健康診査等事業費につきましては、被災者健康支援事業費補助金の確定によりまして財源内訳を変更するものでございます。

7 ページのほうになります。1 1 款諸支出金1 項3 目償還金については、2 5 年度補助金交付金の精査に伴い、返還金3, 9 5 1 万9, 0 0 0 円を措置するものでございます。

続いて、5 ページをご覧ください。歳入の説明になります。

4 款療養給付費等交付金については、退職者医療費の増加に伴い、過年度分交付金を2 4 3 万3, 0 0 0 円増額するものでございます。

6 款2 項県補助金について、補助事業の確定に伴いまして1 1 0 万4, 0 0 0 円を措置するものでございます。

9 款1 項1 目基金繰入金につきましては、歳出に見合う財源調整のため基金の取り崩し額を1 億4, 4 0 1 万1, 0 0 0 円減額するものでございます。同じく、2 項一般会計繰入金につきましては、人件費相当分を減額するものでございます。

1 0 款繰越金につきましては、2 5 年度決算に伴い剰余金のうち1 億8, 2 1 6 万8, 0 0 0 円を追加するものでございます。

大変申しわけありません。先ほどですね、歳出の部分の説明で、総務費ですか、私数字の部分で間違っている部分がありまして、繰出金の額ですね、1 9 8 万9, 0 0 0 円で行っていました、訂正申し上げます。

以上、議案第4 7 号についてご説明申し上げます。よろしくご審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6 番遠藤龍之君の質疑を許します。

6 番（遠藤龍之君）これも確認なんですけど、先ほどと同様に5 ページ基金繰入金の財政調整の取り崩し減ということになっているわけですが、現在高は幾らになっているのか確認します。

議 長（阿部 均君）遠藤さん、もう一度お願いします。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。もう一度って、確認、現在高なんぼって聞いたの。こいつ足して引いてあいづすればすぐ出てくる数字だべ。これは。最後の決算年度末2 億1, 0 0 0 万円足して、あと1 億6, 0 0 0 万円引いて、今度は1 億4, 0 0 0 万円足せば出てくるんだけど、そうすると大体4 億内外になると、そのことを確認したかっただけの話なんだ。大体でもいいし、こんなのもう頭の中になくちゃならない数字なんです。それがわかればいいですわ。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。確かにそれは4 億円ほどになります。失礼いたしました。

議 長（阿部 均君）いいのね。（「強調したいだけだったんだ」と呼ぶ者あり）よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第47号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第48号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算のそれぞれに20万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,465万7,000円とするものでございます。

それでは、初めに6ページのほうをお開きいただきます。歳出の説明です。

3款諸支出金2項繰出金につきまして、平成25年度の決算に伴いまして一般会計の繰出金として20万7,000円を措置するものでございます。

続いて、5ページ、歳入の説明になります。

4款繰越金につきまして、平成25年度決算に伴い繰越金20万7,000円を措置するものでございます。

以上、議案第48号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第48号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第49号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算のそれぞれに4,668万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,996万円とするものでございます。

初めに、7ページのほうをお開きいただきます。歳出の説明になります。

1款総務費3項地域支援事業費につきましては、人件費の増減を行うものでございます。

5款諸支出金1項繰入金につきましては、平成25年度決算に伴い一般会計繰入金として1,094万円を措置するものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。歳入のほうの説明になります。

3款国庫支出金については、人件費相当分の交付金の増減額を措置するものでございます。

4款支払基金交付金1項2目1節の現年度分につきましては、人件費の減になります。2目の過年度分44万8,000円については、交付金の追加による措置でございます。

5款県支出金については、人件費の増減になります。

7款繰入金1項1目基金繰入金につきましては、財源調整として介護保険基金積立金の取り崩し増92万9,000円をもって対応するものでございます。同じく、2目一般会計繰入金につきましては、人件費の増減になります。

8款繰入金については、平成25年度決算に伴い、剰余金のうち繰越金として4,509万3,000円を措置するものでございます。

以上、議案第49号につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第49号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第50号平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

今回の補正は、一般会計同様、人件費の調整額を措置するものでございます。

初めに、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用492万6,000円を増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費5万3,000円を増額するものでございます。

最初のページにお戻り願います。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費492万6,000円を増額し、総額4億2,907万5,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条中資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億4,755万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款資本的支出5万3,000円を増額し、総額3億4,764万3,000円とするものです。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第50号平成26年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10．議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第51号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

今回の補正は、水道会計同様、人件費の調整額を措置するものと、取り付け管工事等の仮舗装復旧を年度末に舗装の本復旧工事を行うための増額措置をするものでございます。

初めに、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

第1款下水道事業費第1項営業費用13万2,000円を増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費963万1,000円を増額するものでございます。

最初のページにお戻り願います。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。

支出、第1款下水道事業費13万2,000円増額し、総額9億8,354万9,000円とするものです。

第3条 予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億928万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税基本的調整額を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出963万1,000円を増額し、総額10億3,855万6,000円とするものです。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費は、記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから――質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから――討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第51号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．同意第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

固定資産評価審査委員会の委員の3名の方の任期が満了となりますことから、選任同意を求めるところでございます。順次ご提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、同意第1号でございますけども、裏面をお開きをいただきたいというふうに思います。現委員の齋藤忠男氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任するに当たり議会の同意を求めため提案するものであります。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第12. 同意第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。裏面をお開き願います。

現委員の渡邊信夫氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任するに当たり議会の同意を求めため提案するものであります。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め

ことについて採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第13. 同意第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

初めに、裏面をお開き願います。現委員の志賀裕一氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、後任者として町区在住の森建夫氏を選任するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第14. 同意第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第4号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。裏面をお開き願います。

提案理由でございますが、現委員の高橋建夫氏は平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任者として横山区在住の齋藤房江氏が適当と考え、任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。次ページに齋藤氏の履歴書をおつけしておりますが、山元町民生委員、児童委員等を務められ、現在は山下第一小学校評議員の立場にあります。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第15. 認定第1号から日程第21. 認定第7号までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月8日に決算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（岩佐 隆君）はい、議長。審査報告につきましては、配布されております報告書の朗読をもちまして報告にかえさせていただきたいと思えます。

決算審査特別委員会審査報告書。

認定第1号平成25年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成25年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成25年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成25年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第7号平成25年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は平成26年9月8日付で付託された議案を審査の結果、次の意見を付け原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告をします。

1、特に留意すべき意見。①津波被災住宅再建支援制度の制度設計と運用を検討すべきである。②基金残高の推移を見ながら、国民健康保険税、介護保険料の引き下げの検討を図るべきである。

平成26年9月17日 決算審査特別委員会委員長岩佐 隆。

山元町議会議長阿部 均殿。

以上です。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例 85 番により省略します。

議長（阿部 均君）これから認定第 1 号平成 25 年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。6 番遠藤龍之君、登壇願います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。認定第 1 号平成 25 年度山元町一般会計決算認定についての委員長報告に対し、反対討論の立場から反対討論を行うものであります。

平成 25 年度一般会計予算の当初予算編成に当たっての基本方針では、本町を取り巻く情勢は、以前から抱えている少子高齢化による人口減少や経済活力の低下などの課題を加え、震災による家屋流出や J R 常磐線の復旧の遅れ等により人口流出の加速懸念があることから、一日でも早い生活基盤や生産基盤の再建が求められる状況下にあるとし、このことを踏まえ、平成 25 年度は山元町震災復興計画における被災者支援と生活基盤や公共施設の復旧に取り組み、再生、発展に向け復興基盤を構築する復旧期の最終年度であり、復興再生に向けた準備段階から具体的な事業実施に移行する年であると位置づけ、この 1 年間執行してきたわけではありますが、111 億 151 万 6,244 円もの額を翌年度へ繰り越し、また不用額も 78 億 7,136 万 7,627 円となる結果となっております。こうした結果も含め、この 1 年間の執行状況に問題はないかとする観点から、次の反対する理由について示させていただきます。

1 つは、住宅再建支援策の一つとしての宅地かさ上げ、宅地復旧助成金の予算執行状況に見られる問題であります。この事業は、平成 24 年度に 7,000 万円の予算で取り組まれ、平成 24 年度中の活用状況は低かったことから、平成 25 年度に繰り越され、当初 6,000 万円措置されたものでありましたが、結果 614 万 9,000 円、執行率もわずか 10.3 パーセントにとどまっております。この制度は、被災住民からは大変喜ばれていたものでありましたが、制度の不十分さ、もともと住民から指摘されていた問題を十分に検討されないまま進められてきたところに問題がありました。

この結果については、7,000 万円の予算が十分活用されず、翌年度に繰り越さなければならぬ事態に至ったという時点で、平成 24 年度には既に問題となっており、また町の方針に従い、了解も得て工事を進めた方が、この間の町の当初からの説明不足からきたものか、結果として助成は受けられなかったということも問題として指摘されておりました。このことについては、町の不適切な対応について何度も交渉し、最終的には町としてこの問題に対応するよう求めてきたものでありましたが、この 1 年間そのことについては何ら対応されなかったという点で問題が残ります。問題が指摘されながら何も対応してこなかった、申請者から町としての対応も求められており、本来ならば対策本部会議で取り上げられなければならない重要案件であると思われるものであります。そして、そうした取り組みへの不誠実さ、制度の不整備が、申請してもほとんど受け付けられず、10.3 パーセントという低い執行率となってあらわれているものであります。

さらには、このことについては財源は補償され、被災者からも大変喜ばれている制度

にもかかわらず、今度は平成26年度予算で当初の方針よりもかなり低い2,000万円での予算化とする、二重、三重に被災者を混乱させる対応ともなっております。このことを強く強調しておきたいと思っております。

2点目は、新市街地整備事業の工事の遅れに問題はないかということについてであります。方針を大きく変えた一括発注方式の導入や、あらゆる復興事業の設計、発注、施工の各段階における検討や工程管理、品質管理など各種マネジメントにより多大な業務における事務の効率化を目的として事業実施するとしたCM業務に対する評価、事業の遅れ等の影響について、それぞれの示した工事計画から見れば、遅れを示していることについてどうであったかとする点について十分な説明が得られなかったこと、また災害公営住宅の空き室の対応についても同様であります。さらには、被災者は日常の暮らしにおいても、また財政的にもまだまだ苦勞を強いられている中で、町には現在この1年間で一般会計の財政調整基金約54億円以上、これは先ほど確認したところ、現在では68億円もの多額な額になっているという事実、そしてまた震災復興基金19億円弱も残しております。被災者に対し、この基金の有効活用をこれまで再三取り上げられながらも十分な活用が見られず、ふえ続けていることも反対の理由として挙げられます。

決算認定については、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して予算効果と行政効果を客観的に判断し、その過程でこれからの反省事項なり改善事項をまとめる、そしてそれをその後の予算編成と財政運営に生かす重要な意義を持っていることが示されております。そのことも踏まえ、以上の理由から平成25年度一般会計決算認定について反対を表明するものであります。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。8番佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ただいま議題となっております認定第1号平成25年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

議会特別委員会として、6日間にわたり決算の内容について細部にわたって審査をいたしました。東日本大震災からの復旧の中身、復旧・復興を最優先に、また他の事業についての予算の執行についても、指摘する事項はしっかりと指摘し、今後に生かしてもらうことを含め審査を、精力的に審査をいたしました。また、監査委員からは、予算執行状況も適正、妥当であることを認めたとあります。

以上のことから、私は認定第1号25年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成をいたすものであります。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成25年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長のご報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成25年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成25年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第4号については認定することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成25年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成25年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、認定第5号については認定することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成25年度山元町水道事業会計決算認定について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成25年度山元町水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第6号については認定することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成25年度山元町下水道事業会計決算認定について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成25年度山元町下水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第7号については認定することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第22. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第23. 閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会副委員長及び議会広報常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会副委員長及び議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会副委員長及び議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第3回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時51分 閉会
